

コンゴ領域内における武力活動事件 (コンゴ民主共和国対ウガンダ) 賠償判決 (国際司法裁判所、2022年2月9日)¹⁾

佐々木 絃

- 第1部 判決の紹介
 - 第2部 評釈
 - I. 判決の意義
 - II. 武力行使禁止原則と完全な賠償原則
 - III. 適用される原則および規則
- おわりに

第1部 判決の紹介

手続の歴史 (1-47段落)

1999年6月23日にコンゴ民主共和国 (以下「コンゴ (DRC)」) が、「コンゴ民主共和国の領域内におけるウガンダによる、国連憲章およびアフリカ統一機構憲章に著しく違反する『武力侵略』行為」に関する紛争について、ウガンダ共和国 (以下「ウガンダ」) に対して訴訟手続を開始する申し立てを当裁判所に提出した (1段落)。

2005年12月19日に下された本案判決 (以下「2005年本案判決」)²⁾ において、ウガンダが自国に課せられた特定の義務に違反し、コンゴ (DRC) に生じた

1) *Activités armées sur le territoire du Congo (République démocratique du Congo c. Ouganda), réparations, arrêt, C.I.J. Recueil 2022*, p. 13.

2) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), judgement, I.C.J. Reports 2005*, p. 168.

損害を賠償する義務を負っていると判断された（6段落）。さらに同判決において、両当事国間で合意が得られなかった場合には、賠償に関する問題は当裁判所によって対処されることを決定した（8段落）。2015年5月にコンゴ（DRC）は、賠償についての交渉で合意が得られなかったとして訴訟手続きの再開を要請し（11段落）、2015年7月1日のICJ命令で訴訟手続きを再開する決定をした（14段落）。

2020年9月8日になされた命令によって、ICJ規則67条に従い、原告が主張する損害のうち、生命の喪失、天然資源の喪失、および財産の損害の項目に関する専門家の意見を専門家の意見を求めることを決定した（25段落）。

なお、2005年本案判決ではウガンダによって提起された反訴も検討されており、当裁判所はコンゴ（DRC）の義務違反を認め、ウガンダに生じた損害に対する賠償を行う義務を負っていると判断した（6段落）。この賠償問題についてウガンダ政府は、「公式に、キンシャサ内の外交施設での攻撃やウガンダの外交官の虐待を含めて、DCR軍隊の行為によって引き起こされた損害に対する賠償に関する反訴を放棄し [た]」と通告している（47段落）。

I. はじめに（48-59段落）

裁判所はまず、2005年本案判決でウガンダに国際的な責任を負わせるに至った特定の事実と結論を想起することから始める（48段落）。その際、賠償問題に関する一般的な検討（II、セクションA）、およびコンゴ（DRC）が提起する種々の損害賠償請求（IIIおよびIV）を取り上げるにあたっては、本件の背景およびその他の関連事情をより詳細に提起することに留意する（50段落）。

II. 一般的な検討（60-131段落）

A. 状況（61-68段落）

本件の状況は、とりわけ事実概要と関連している。本件はアフリカ大陸で発生した武力紛争のなかでも最も複雑で死者の多いものの1つをめぐるもの

である。1998年から2003年の間にコンゴ領域では、様々な国々の軍隊や介入諸国と協力して行動する非正規武装勢力など、多くの主体が活動していた(64段落)。

当裁判所は、本件がウガンダによるいくつかの最も基本的な国際法の原則および規則への違反、すなわち武力不行使原則や不干渉原則、国際人道法、および基本的人権の違反である、という性格を強調する。その行為が、とりわけ殺害、傷害、惨忍で非人道的な扱い、財産の損失、コンゴ(DRC)の天然資源の略奪という形で、大規模な権利侵害と重大な国際人道法の違反へとつながった。イトゥリ地区全体がウガンダの軍事占領と実効的支配のもとに置かれた。キサンガニでは、ウガンダがルワンダ軍に対する大規模な戦闘を行った(65段落)。

現在の訴訟の段階と紛争が勃発した時との間に20年という時間が経過しているために、事件の経緯とその法的性格を確認する任務が一層困難になっている。しかし、2005年本案判決以来、両当事国が賠償手続において証拠を提供するよう求められる可能性があることを認識していたことに留意する(66段落)。

当裁判所は、国際武力紛争のほとんどの状況において、証拠に関する困難さが一定程度は生じることを認識している。しかし、賠償の問題は両紛争当事国間の交渉を通じて解決されることも多いが、両当事国が2005年本案判決での決定に基づいて「解決策の合意を誠実に追求する」ものとされた交渉が失敗したことは遺憾である(67段落)。

損害の程度を認定し、義務を負う賠償を評価するために、本件の状況を考慮する(ⅢとⅣを参照)。その前にまず、本件の賠償額の評価に適用される原則および規則を検討する(68段落)。

B. 本件で適用される原則および規則(69-110段落)

2005年本案判決において、ウガンダは自国に帰属する(作為または不作為による)国際違法行為によって引き起こされた損害に対して賠償を行う義務

を負っていると判断されたことを想起する (69段落)。賠償に関しては慣習国際法を反映した ILC の国家責任条文31条に規定されている (70段落)。2005年本案判決では賠償判決の段階における手続きの範囲も明確化され、コンゴ (DRC) はウガンダの国際違法行為を構成する特定の諸行為の結果として受けた精確な損害を証明する機会を与えられることになるが、既判力になった原判決の判断に問題を提起することはできないことが確認された (71段落)。以上を踏まえて、第1に、イトゥリでの紛争中に生じた状況、およびコンゴ (DRC) の他の地域での紛争中に生じた状況の違いを区別し (→1)、第2に、ウガンダの国際違法行為と原告が被った損害の間に求められる因果関係を分析し (→2)、そして最後に、賠償の性質、形態、および金額を検討することによって (→3)、本件で賠償額を算定するために適用される原則および規則を決定する (72段落)。

1. 紛争中に生じた各状況に適用される原則および規則 (73-84段落)

2つの各状況において被った損害に対して賠償を行うウガンダの義務の範囲について、両当事国は異なる見解にある。2つの状況とは、ウガンダの占領下にあるイトゥリ地区、ならびにウガンダ軍とルワンダ軍が同時に活動していたキサングニを含む、コンゴ (DRC) のイトゥリ以外の地域である (73段落)。

(a) イトゥリ内 (74-79段落)

ウガンダがコンゴ (DRC) に対して負う賠償が、イトゥリ地区において第三者によって引き起こされた損害にまで及ぶかどうかについて、両当事国は異なる見解にある (74段落)。

当裁判所は、イトゥリ地区の被占領地であるという地位が、証明責任の問題、および因果関係の要件の問題に直接関係すると考えている。ウガンダは占領国として、自らの責任で行動する反政府グループを含む、被占領地に存在する他の主体による人権および国際人道法の違反を防止する注意義務 (un

devoir de vigilance/a duty of vigilance) を負っていた。2005年本案判決では、被告がこの注意義務のもとで「イトゥリ地区において人権および国際人道法の尊重を確保する措置を講じなかったことによって」責任を負うものであると結論付けた³⁾。この結論を考慮すると、訴訟の本段階においては、コンゴ(DRC)によって申し立てられたイトゥリ内での損害それぞれについて、ウガンダが、自国の占領国としての義務を果たさなかったことによって生じたものではないことの証明責任を負う。そのことを示す証拠がなければ、ウガンダがこれらの損害について賠償責任を負うと結論付けられることになるだろう(78段落)。

天然資源について2005年本案判決では、ウガンダは占領国として「[イトゥリ]地区において民間人[による]占領地域での天然資源の盗取、横領および搾取を防止するための適切な措置を講じる」義務を負っていると判断した⁴⁾ことを想起する。裁判所は、ウガンダが「占領地での天然資源の盗取、横領および搾取のすべての行為に対し、イトゥリの占領国として1907年のハーグ規則43条のもとでの同国の義務を遵守しなかった」こと⁵⁾、そしてそれによってウガンダには国際的な責任があること⁶⁾を認定した。イトゥリにおける天然資源の盗取、横領および搾取行為についてウガンダが負うべき賠償については後述する(79段落)。

(b) イトゥリ以外 (80-84段落)

イトゥリの外部で生じた損害について、イトゥリ以外のコンゴ領域で活動する反政府集団はウガンダの支配下になく、その行為をウガンダに帰属させられず、そうした集団の違法な活動に対するウガンダの注意義務違反はなかった、という2005年本案判決の判断を想起する⁷⁾。結果として、これらの集

3) *Ibid.*, p. 231, paras. 178-179; p. 245, para. 211; p. 280, para. 345 (3).

4) *Ibid.*, p. 253, para. 248.

5) *Ibid.*, p. 253, para. 250.

6) *Ibid.*, p. 281, para. 345 (4).

7) *Ibid.*, p. 226, paras. 160-161; pp. 230-231, para. 177; p. 253, para. 247.

団の行為によって生じた損害に対する賠償は認められない (82段落)。

同じく本案判決で、たとえコンゴ解放運動 (MLC) が被告の支配下になかったとしても、後の当該集団に対する支援提供⁸⁾、およびコンゴ解放軍 (ALC) に対するウガンダの訓練や軍事支援⁹⁾ が特定の国際法上の義務に違反していると判断した。当裁判所は、コンゴ (DRC) による賠償請求を検討する際、この判断を考慮する (83段落)。

当裁判所は、申し立てられた損害をカテゴリーごとにケースバイケースで評価し、ウガンダによる当該反政府集団への支援が損害の十分に直接的でかつ確実な原因であったかを検討することになる。損害の範囲とそれによって生じる賠償額は、関係する各損害を検討する際に当裁判所によって認定されなければならない。キサンガニで被った損害に関しても同様であり、Ⅲで検討する (84段落)。

2. 国際違法行為と被った損害の間の因果関係 (85-98段落)

金銭賠償が国際違法行為と直接的なつながりのある損害に限定されるべきであるのか、あるいは当該行為の間接的な結果もカバーするべきであるのかについて、両当事国は異なる見解にある (85段落)。

一般的な規則として、国際違法行為と被った損害の間の因果関係の存在を証明する責任は、金銭賠償を求めている当事者にある。当裁判所の判例に従って、金銭賠償は「違法行為と、原告が受けたあらゆる種類の物的または精神的な損害からなる被害の間に、十分に直接的でかつ確実な因果関係がある」場合にのみ認められる。ただし、必要とされる因果関係は、違反された第1次規則により、および損害の性質と範囲により異なる可能性があることには留意すべきである (93段落)。

とりわけ戦争から生じる損害の場合、因果関係の問題は一定の困難を生じさせる可能性がある。本件のような長期にわたる大規模な武力紛争の状況に

8) *Ibid.*, p. 226, para. 160.

9) *Ibid.*, p. 226, para. 161.

において、違法行為と原告が金銭賠償を求める特定の損害との因果関係が容易に証明できるものもあるだろう。しかしそうではなく、国際違法行為と申し立てられた損害のつながりが「十分に直接的でかつ確実」ではないものもありうる。損害が、被告の作為または不作為を含むいくつかの同時並行する原因に帰属させることができる場合もある。また、異なる主体によって、複数の類似した国際違法行為が行われ、それによって1つあるいは複数の損害が発生することもありうる。当裁判所は、これらの問題が生じた際には、本件の事実と入手可能な証拠に照らして検討することに留意する。ウガンダの国際違法行為とコンゴ（DRC）が受けたと申し立てている様々な形態での損害の間に、十分に直接的でかつ確実な因果関係があるかどうかを判断するのは、最終的には当裁判所の責任である（94段落）。

当裁判所は因果関係を分析する際、占領下にありウガンダの実効的支配のもとにあったイトゥリで発生したとされる作為および不作為と、ウガンダが必ずしも効果的な支配を及ぼしていた訳ではないコンゴ（DRC）の他の地域で発生した作為および不作為を区別する必要があるという見解にある。イトゥリでの紛争から生じているすべての損害に対して、それがウガンダの占領国としての義務の不履行によって生じたものではないことを証明しない限り、第三者の行為によって生じたものであっても、ウガンダが賠償を行う義務があることを想起する（95段落）。

最後に、2007年のジェノサイド条約適用事件判決（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対セルビア・モンテネグロ）との類推に基づく被告の主張を受け入れることはできない。この事件において当裁判所は、ジェノサイド条約における防止義務の射程を特定することに明確に限定しており、条約文書やその他の拘束的な法規範が国家に特定の行為を防止する義務を含めているすべての場合において適用される一般的な判例法理を確立しようとはしていない¹⁰⁾。

10) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, I.C.J. Reports 2007, pp. 220–221, para. 429.*

本件はジェノサイド条約事件とは異なり占領状況に関するものであるため、問題となっている法制度および事実状況を比較することはできないと考えている (96段落)。

イトウリの外部で受けた被害に関して、損害の一部は他の国々やコンゴ領域内で活動する反政府集団による作為および不作為が複数組み合わせさせた結果として発生したという事実を考慮しなければならない。当裁判所は、コンゴ領域内で武力紛争中に発生したすべての損害のうち45%に対してウガンダが賠償を行う義務を負う、という原告の評価を受け入れることはできない。この評価は、コンゴ領域のうちウガンダの影響下にある割合に対応するものと主張されているが、法的にも事実としても根拠がない。しかし、損害が同時に発生した原因によるものであるという事実は、被告の賠償義務を免れさせるのに十分ではない (97段落)。

両当事国はまた、複数の主体が被害を引き起こす行為に関与した状況に適用される法についても議論しており、これは特に、コンゴ (DRC) が申し立てる損害がウガンダ軍とルワンダ軍の間の紛争から生じたキサンガニでの出来事と関連している。当裁判所は、2以上の主体に帰属させられる複数の原因によって危害が生じた際には、被った損害に対して単一の主体が完全な賠償を行うよう要求される場合もあることを想起する。この他に、複数の主体の行為によって損害が生じた状況では、当該損害の一部に対する責任は、当該主体らの間で配分されるべきであることもある。当裁判所は、コンゴ (DRC) のキサンガニに関連する金銭賠償請求を評価する際にこの問題に立ち戻ることとしている (98段落)。

3. 賠償の性質、形態、および金額 (99-110段落)

当裁判所は、一般的な国の国際責任に関する規則、および特に武力紛争の文脈で大量の侵害がある状況における国の国際責任についての規則に基づいて、賠償の性質、形態および金額を認定する際に参照される国際法上の原則を想起する (99段落)。

「契約違反は適切な形態で賠償を行う義務を伴う」ことが国際法のもとで十分に確立されている¹¹⁾。当裁判所の判例によると、これは国際違法行為によって引き起こされた損害に対して完全な賠償を行う義務である(100段落)。ILC 国家責任条文の34条に書かれているように、「国際違法行為により生じた侵害に対する完全な賠償は、原状回復、金銭賠償および満足の形態を単独にまたはそれらの組み合わせで行うものとする」。したがって、当裁判所の判例に従うと、特に原状回復が実質的に不可能である場合には、金銭賠償が賠償の適切な形態でありうる(101段落)。

本件の事情に鑑みて、当裁判所は、国に負わせる賠償は補償的な性質であって懲罰的な性質をもつべきではないことが、国際法において十分に確立されていることを強調する。さらに、すべての賠償が、可能な限り、国際違法行為によって被害を受けたすべての者の利益になることを意図していることを認める(102段落)。

当裁判所は、両当事国が武力紛争によって生じる損害の評価、あるいは金銭賠償額の算定に適用される原則と方法論について合意していないことに留意する(103段落)。

当裁判所は、賠償は可能な限り、不法行為のすべての結果を拭い去るものでなければならないことを想起する。先例では、物的な損害の範囲を適切に示す証拠がないとしても、当該損害に対して金銭賠償を与えることは妨げられないことを認めてきた。生じた損害の精確な範囲について何らかの不確実性があることを認めたとしても、これは金銭賠償額を認定することを妨げるものではない。当裁判所は、例外的に、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算する形で裁定する。このようなアプローチは、国際違法行為の発生には疑いの余地がないほどの証拠があるが、被害の範囲や規模を精確に評価できるだけの証拠はない場合に採用されうるものである(106段落)。

当裁判所の認識では、武力紛争の状況下で深刻な被害を受けた被害者が多

11) *Usine de Chorzów, compétence, arrêt no. 8, 1927, C.P.J.I. série A no. 9, p. 21.*

数いるような事件において金銭賠償が裁定される場合、そのほとんどの事例で、それを扱う司法機関または他の機関は、入手可能な証拠に基づいて、損害のあるカテゴリーごとに包括的に裁定してきた。たとえばエリトリア・エチオピア請求権委員会（以下「EECC」）は、その裁定が「おそらくいずれかの当事国が国際法違反によって受けた損害の総計を反映するものではない[かった]」にもかかわらず、こうした状況で司法機関が直面する本質的な困難に留意している。EECCは、裁定した金銭賠償額が「利用可能な証拠によって十分確実に証明されることができた損害」を反映していたと確認した¹²⁾。EECCはまた、多くの被害者に与えられた損害に対する金銭賠償を提供することを目的とする手続においては、当該問題を扱う諸機関がより厳格でない証明度を採用してきたことも認めた。そのため、これらの機関は、より低い証明度を適用することで生じる不確実性を考慮して、裁定される金銭賠償の水準を引き下げている¹³⁾ (107段落)。

当裁判所は、本件もこの方法によって進めるべきであると考えている。コンゴ（DRC）によって請求される様々な形態の損害を検討する際、賠償の性質、形態および金額に関する上述の結論を十分に考慮する（108段落）。

金銭賠償額を認定する際、とりわけ責任を負う国がその人民の基本的なニーズを満たす能力を損なうことなく支払うことができるかどうかについて何らかの疑問がある場合には、責任を負う国に課される経済的な負担を考慮すべきか否かという問題がある。これについて両当事国は異なる見解にある。EECCが責任を負う国の支払い能力の問題を提起したことを想起して¹⁴⁾、当裁判所はこの問題を407段落で取り上げる（109-110段落）。

C. 証明の問題（111-126段落）

本件で賠償の評価に適用される原則および規則を確立した後に、誰が事実

12) EECC, *Final Award, Eritrea's Damages Claims* (17 August 2009), United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XXVI, p. 516, para. 2.

13) *Ibid.*, pp. 528-529, para. 38.

14) *Ibid.*, pp. 522-524, paras. 19-22.

の証明責任を負うのか、証明度、および特定の証拠に与えられる重みを決定するために、証明の問題を検討する(111段落)。

当裁判所は、賠償を与えるためには特定の場所、特定の時間に特定の個人や財産が受けた被害をコンゴ(DRC)が精確に証明しなければならないというウガンダの主張を受け入れていない。本件のように大規模な被害の場合、必ずしもすべての被害者の氏名や紛争によって破壊された各建築物や他の財産に関する具体的な情報を特定せずとも、賠償の基礎となる損害の範囲を評価することができる(114段落)。

1. 証明責任(115-119段落)

まず、証明責任に関する規則を想起することから始める。この問題について十分に確立された判例によると、「一般規則として、自身の請求を裏付ける事実を主張する当事国は、その事実の存在を証明しなければならない」¹⁵⁾。したがって原則として、事実を主張している当事国が「その主張を実証するために関連する証拠を提出する」¹⁶⁾責任を負う(115段落)。

しかし、これはあらゆる状況に適用される絶対的な規則ではない。「この一般規則は、柔軟に適用されなければならない」状況があり、それは「とりわけ被告が特定の事実を証明するのにより優位な地位にある[場合]である」¹⁷⁾。ICJは「しかしながら、入手可能な証拠が提出されれば一方の当事者の訴えを支持したであろうという推定を用いることはできず、まして、提出されていない証拠があることを推定することもできない」¹⁸⁾(116段落)。

15) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (Costa Rica c. Nicaragua)*, indemnisation, arrêt, C.I.J. Recueil 2018, p. 26, para. 33; *Ahmadou Sadio Diallo (République de Guinée c. République démocratique du Congo)*, fond, arrêt, C.I.J. Recueil 2010, p. 660, para. 54.

16) *Usines de pâte à papier sur le fleuve Uruguay (Argentine c. Uruguay)*, arrêt, C.I.J. Recueil 2010, p. 71, para. 163.

17) *Ahmadou Sadio Diallo (République de Guinée c. République démocratique du Congo)*, indemnisation, arrêt, C.I.J. Recueil 2012, p. 332, para. 15.

18) *Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras: Nicaragua intervening)*, Judgment, I.C.J. Reports 1992, p. 399, para. 63.

したがって、「実際の証明責任の決定は、法廷に持ち出された各紛争の主題となる問題とそれぞれの紛争の性質に左右される」¹⁹⁾。結論を導くために、両当事国によって提出され正式に精査されたすべての証拠を評価するのは、当裁判所の責任である。事件の状況に応じて、「どちらの当事国も単独で証明責任を負わない」²⁰⁾ こともありうる (117段落)。

ウガンダの占領下にあったイトゥリ地区で生じた損害に関しては、78段落で導き出された結論を想起する。訴訟のこのフェーズにおいて、コンゴ(DRC)がイトゥリで受けた特定の被害が、占領国としての義務を果たさなかったことによって生じたものではないことを証明する責任はウガンダが負う (118段落)。

一方で、イトゥリ地区以外のコンゴ領域で発生した損害に関しては、武力紛争の存在が事実の証明をより困難にするかもしれないものの、当裁判所は判例に従い、「最終的に……その証明責任を負うのは証明を求める側の訴訟当事国であり、証拠を入手することができない場合には、判決において主張が証明されなかったものとして棄却される可能性がある」²¹⁾ と考えている (119段落)。

2. 証明度と確実性の程度 (120-126段落)

当裁判所は実行上、証拠を評価するために様々な基準を適用してきた。証明度は事例によって様々であり、そして問題となっている行為の重大性に依拠しうる²²⁾。また、ある事実を直接証明する地位にない国は、事実の推定や

19) *Ahmadou Sadio Diallo (fond)*, C.I.J. Recueil 2010, *supra* note 15, p. 660, para. 54.

20) *Ibid.*, p. 661, para. 56.

21) *Frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria)*, *exceptions préliminaires, arrêt*, C.I.J. Recueil 1998, p. 319, para. 101; また、*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, *Jurisdiction and Admissibility, Judgment*, I.C.J. Reports 1984, p. 437, para. 101も参照。

22) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, I.C.J. Reports 2007, *supra* note 10, p. 130, para. 210.

状況証拠をより多く利用することが認められなければならないと判示している²³⁾ (120段落)。

2005年本案判決で留意されたように、本件のために特別に作成された証拠資料、および単一の情報源から発信された資料もまた、慎重に扱う。同時に存在するもののうち、直接の知識がある人物によって提出された証拠を優先する。証拠を提出した者が代表している国に不利な事実や行動を証明する信頼できる証拠には、特別な注意を向ける²⁴⁾。また、その内容の正しさが、公正な人々によって、本訴訟の以前にも疑問視されていなかった証拠を重視する²⁵⁾ (121段落)。公的機関または独立機関からの報告書の価値は、多くの要因に左右される (122段落)。

当裁判所は、武力紛争の文脈で大規模な違反についての賠償の判断を行った他の国際機関の実行を参照することが役立つものとする。EECCは、国際武力紛争の文脈で行われた *jus in bello* と *jus ad bellum* のもとでの義務違反に対する賠償請求の検討で、証明の問題に伴う困難さを認識していた。EECCは「発生した損害を証明するためには明確で説得力のある証拠」を要求した一方で、損害を定量化する際にも同様に高い基準が要求されてしまうと、あらゆる賠償が妨げられてしまうことに留意した。したがってEECCは、「より厳格でない証明」を求めた²⁶⁾。さらに、本件と同じ武力紛争で発生した行為に関するカタンガ事件の賠償命令において、国際刑事裁判所(以下「ICC」)は、「コンゴ(DRC)における状況に鑑みると、原告らは常に申し立てられたすべての危害を裏付ける証拠書類を揃えられる境遇にはなかつ

23) *Affaire du Détroit de Corfou (Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d'Irlande du Nord c. Albanie)*, Arrêt du 9 avril 1949 : *C.I.J. Recueil 1949*, p. 18.

24) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, *Merits, Judgment*, *I.C.J. Reports 1986*, p. 41, para. 64.

25) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, *I.C.J. Reports 2005*, *supra* note 2, p. 201, para. 61. また、*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide*, *I.C.J. Reports 2007*, *supra* note 10, pp. 130–131, para. 213も参照。

26) EECC, *Final Award, Eritrea's Damages Claims*, *supra* note 12, p. 528, para. 36.

た」という事実に留意している²⁷⁾ (123段落)。

上記に照らし、そして武力紛争以降長年にわたって大量の証拠が破棄されあるいは入手不可能にされたことを考慮して、当裁判所は、責任の存在を証明するために要求される証明度の方が賠償を評価する現段階で求められるよりも高いのであり、賠償段階ではある程度の柔軟性が求められるとの見解である (124段落)。

当裁判所は、コンゴ (DRC) が提出した証拠は、その大部分が、金銭賠償額を精確に認定するには不十分であることに留意する。しかし、本件の武力紛争という文脈を考慮すれば、提出された様々な調査報告書、とりわけ国連機関による報告書など、その他の証拠も考慮しなければならない。2005年本案判決において、国際連合報告書のうちのいくつか、および2001年に設置された「コンゴ (DRC) における天然資源およびその他の形態の富の不法な搾取の疑義に関する司法調査委員会の最終報告書」(以下「ポーター報告書」) は、他の信頼できる情報源によって確証された場合に証拠能力を有するという見解を採った²⁸⁾。2005年本案判決では個々の事件それぞれについて事実認定を行う必要はないと指摘したが、それでもこれらの文書にはかなりの数の事件が記録されており、損害額と金銭賠償額を算定するために依拠することができる。当裁判所はまた、人権高等弁務官事務所が2010年に発表した「1993年3月から2003年6月の間にコンゴ民主共和国領域内で行われた人権および国際人道法の最も深刻な違反を記録したマッピング調査報告書」(以下「マッピング報告書」) など、より近年の証拠も考慮する。また、当裁判所が任命した専門家による報告書も考慮する (125段落)。

本件の状況において、そして文脈や問題となる事実が発生してから経過した時間を考慮して、証拠によって示される可能性のある範囲内で損害の存在と程度を評価しなければならないと考える。この証拠は、当事国によって提

27) *The Prosecutor v. Germain Katanga*, ICC-01/04-01/07, Trial Chamber II, *Order for Reparations pursuant to Article 75 of the Statute*, 24 March 2017, p. 38, para. 84.

28) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 249, para. 237.

出された文書、当裁判所が任命した専門家が提出した報告書、または国際連合やその他の国内機関・国際機関の報告書の中に含まれるものである。最後に当裁判所は、このような状況下で、損害の存在と範囲の評価は、特定の認定が複数の証拠によって裏付けられているかどうかを考慮した上で、合理的な推定に基づいてなされなければならないと考える(126段落)。

D. 賠償の対象となる損害の形態(127-131段落)

どのような形態の損害が2005年本案判決の範囲に含まれ、ゆえに訴訟の本段階で当裁判所によって考慮されなければならないのかについて、両当事国は合意していない(127段落)。

2005年本案判決において、ウガンダは、ウガンダに帰属する複数の作為および不作為によってコンゴ(DRC)に生じた被害に対して賠償を行う義務を負うことが決定している。本訴訟の現段階における任務は、2005年にウガンダに帰せられることが証明された損害によって、ウガンダがコンゴ(DRC)に対して負っている賠償の性質と金額を裁定することだと考える。実際、2005年本案判決での当裁判所の目的は、コンゴ(DRC)が受けた被害を精確に認定することではなかった。原告によって請求された被害は、2005年に確立されたカテゴリーに当てはまるものであれば十分である。当裁判所が賠償に関するかつての事件で行ったように²⁹⁾、各賠償請求が、責任についての先行する判断の射程内にあるかどうかを判断する(131段落)。

Ⅲ. コンゴ(DRC)による金銭賠償の請求(132-384段落)

当裁判所は、コンゴ(DRC)が人的損害(セクションA)、財産的損害(セクションB)、天然資源に対する損害(セクションC)およびマクロ経済的な損害(セクションD)に対する金銭賠償を請求していることを想起する。したがって、上述の一般的な考慮事項に基づいて、これらの請求を検討する。

29) たとえば、*Ahmadou Sadio Diallo (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2012, supra note 17, pp. 332-333, paras. 17; p. 343, para. 53.

A. 人的損害 (133-226段落)

2005年本案判決で提示された判断を想起して当裁判所は、ウガンダの国際違法行為によって引き起こされた人的損害への金銭賠償として、コンゴ(DRC)が43億5,042万1,800米ドル以上を請求していること、およびこの請求を5つの形態の損害、すなわち生命の喪失、傷害および身体損傷、レイプおよび性的暴行、子ども兵士の採用および配備、住民の移動に分けられることに留意する。

1. 生命の喪失 (135-166段落)

コンゴ(DRC)は、18万人の民間人の生命の喪失、およびウガンダ軍またはウガンダが支援する武装集団との戦闘で殺害されたとされるコンゴ軍の人員2,000人の生命の喪失に対する金銭賠償を請求している(135段落)。ウガンダはこれらの人数を争っており、また2005年本案判決では兵士の死に対する責任は認められていないと主張する(141-144段落)。

2005年本案判決において裁判所は、特にウガンダが文民たる住民への殺害行為を行ったこと、文民と軍事目標の区別をしなかったこと、他の戦闘員との戦闘において文民たる住民を保護しなかったこと、ならびに占領国としてイトゥリ地区内で人権と国際人道法を尊重しおよび尊重を確保するための措置を講じなかったことを認定した³⁰⁾。さらに、ウガンダがコンゴ(DRC)における違法な軍事介入によって、国連憲章の2条4項で提示されている武力行使の禁止に違反したと判断した³¹⁾。当裁判所は、原則的な問題として、これらの国際違法行為によって引き起こされた生命の喪失に対して、ウガンダが完全な賠償を行う義務を生じさせることを再確認する。賠償を与えるためには、当裁判所は原告が受けた被害の存在およびその範囲を認定し、そして被告の国際違法行為と受けた被害の間には十分に直接的でかつ確実な因果関

30) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 241, para. 211; p. 280, para. 345 (3).

31) *Ibid.*, p. 227, para. 165.

係が存在することを確信しなければならない(145段落)。

当裁判所は、提示された様々な証拠品、すなわちコンゴ(DRC)によって提出された被害者身元確認フォーム、原告によって依拠された科学的調査、当裁判所が任命した専門家が作成した報告書などを順に検討する。また、その他の形態による証拠、すなわち国際連合の支援の下で作成された報告書(マッピング報告書を含む)、および独立した第三者によって作成されたその他の文書についても検討する(146-156段落)。

コンゴ(DRC)が提出した証拠の欠陥を検討するにあたり、当裁判所は、コンゴ(DRC)がより優れた証明力のある証拠を作成する能力を制限してきたという本件の特殊な状況を考慮する(上記125-126段落を参照)。また、ウガンダによる軍事占領により、1998年から2003年までにコンゴ(DRC)がイトゥリ地区に対して実効的支配を及ぼすことができなかったことを想起する。コルフ海峡事件では、国が通常その国境線内で排他的に行使する領域的支配は、他国が利用できる証明方法に影響を与えるものであり、これにより事実の推定や状況証拠をより多く利用することが認められる、と判示した³²⁾。この一般原則は、通常は証明責任を負うとされる国が、他の国による自国領域の軍事占領によって、重要な証拠が存在している国に対する実効的支配を失った場合にも適用される(157段落)。

コンゴ(DRC)は、死亡証明書や病院の記録など、人的損害に関する事件で通常提出されるような種類の証拠が、民間の基礎的なインフラが欠如している遠隔地では利用できないこともしばしばあるのだと正しく強調しており、この事情はICCにも認識されている。当裁判所は、同じ紛争の被害者が常に証拠書類を提出できる境遇にあったわけではないというICCの判断を想起する(上記123段落を参照)。しかしそれらの手続で実際には、被害者の多くが死亡証明書や診断書を提出している³³⁾。本件では、一定数の人々に

32) *Affaire du Déroit de Corfou (Arrêt du 9 avril 1949)*, C.I.J. Recueil 1949, *supra* note 23, p. 18.

33) *The Prosecutor v. Germain Katanga*, ICC-01/04-01/07, *supra* note 27, pp. 46-47, paras. 111-112.

についてはコンゴ (DRC) がそういった文書を準備することが不可能ではなかったであろうが、被害者だと申し立てられている何万人もの者についてこれらの文書を得ることの困難さを認識している (158段落)。

当裁判所は、壊滅的な戦争で、遠隔地で、そして約20年前に発生した特定の出来事について詳細な証拠は、入手できないこともよくあるものと理解している。同時に、コンゴ (DRC) が置かれた困難な状況にもかかわらず、2005年に当裁判所が判示して以降、生命の喪失に関するより多くの証拠が収集されていることが期待できると考える (上記66段落を参照) (159段落)。

当裁判所の意見では、コンゴ (DRC) によって提出された資料も、当裁判所が任命した専門家や国連機関によって提出された報告書も、ウガンダに賠償責任のある文民死亡者の精確な人数、あるいはおおよその人数でさえも認定するのに十分な証拠を含んでいない。これらの制約を念頭において、当裁判所は、提出された証拠はウガンダが賠償責任を負う死者の数が、10,000から15,000人の範囲内にあるものとする (162段落)。

賠償額の評価について、当裁判所は、コンゴ (DRC) はコンゴ (DRC) の裁判所が戦争犯罪の被害者遺族に与える平均額が34,000米ドルであるという請求についての説得的な証拠を提示していないと考える (163段落)。

コンゴ (DRC) が失われたと申し立てているコンゴ (DRC) 軍の隊員2,000人の生命に対する金銭賠償の要求について、コンゴ (DRC) がこの請求を裏付ける証拠をほとんど提出していないことに留意する。国は交戦中に死亡した兵士を含め、自国の軍隊について少なくとも最低限の記録を持っていると期待されることから、コンゴ (DRC) において証拠書類の入手が困難であるために適用されるより厳格でない証拠基準 (上記123-126段落を参照) は、兵士の死亡に対しても同じ効力を伴って適用されるものではない。コンゴ (DRC) によるこの請求を証拠不十分という理由で棄却し、そのためこれ以上この請求に関する問題を検討しない (165段落)。

当裁判所は、本件の例外的な状況下では、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算

する形で裁定することを想起する(上記106段落を参照)。当裁判所は、利用できる証拠は、ウガンダに帰せられる生命を損失した文民の人数を、精確にも大まかにも認定するのに十分ではないが、それにもかかわらず、生命を損失した可能性のある文民の人数の範囲を特定することは可能であることに留意する。すべての入手可能な証拠、生命の喪失に対する金銭賠償の額を認定するために提案されたさまざまな方法論、および当裁判所の判例や他の国際機関の判断を考慮して、当裁判所は、人的損害について計上される賠償額全体に含まれるものとして金銭賠償を与えることを決定する(下記226段落を参照)(166段落)。

2. 人に対する傷害(167-181段落)

コンゴ(DRC)はまた、文民たる住民への傷害および身体損傷に対する金銭賠償として5,446万4,000米ドルの支払いを命じるよう求めている(167段落)。

この請求には、文民たる住民の直接の標的化、その身体の損傷または拷問などによる意図的な攻撃から生じた傷害に加えて、軍事作戦によって発生する付随的損害として受けた被害も含まれる(168-169段落)。

2005年本案判決では、ウガンダが、拷問およびその他の形態で文民たる住民を非人道的に取り扱ったこと、文民と軍事目標の区別をしなかったこと、他の戦闘員との戦闘において文民たる住民を保護しなかったこと、ならびに占領国としてイトゥリ地区内で人権と国際人道法を尊重しおよび尊重を確保するための措置を講じなかったことに対する責任を負うと判断した³⁴⁾。したがって、これらの行為、および武力行使の禁止と不干渉原則への違反³⁵⁾に起因する文民たる住民の傷害は2005年本案判決の射程内にあり、原則として賠償を行う義務の対象となる(173段落)。

当裁判所は、検討された証拠に基づくと、十分な確実性をもってウガンダ

34) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 280, para. 345 (3).

35) *Ibid.*, p. 280, para. 345 (1).

の国際違法行為によって傷害された文民の数を認定することも、おおよその人数を認定することでさえも不可能だと考える(174-178段落)。また、イトゥリで30,000人の文民が負傷したという主張を裏付ける適切な証拠をコンゴ(DRC)が提出しなかったことに留意する。だが、コンゴ(DRC)に見られる困難な状況と、それが人に対する傷害に関する請求で通常期待される証拠を提出する原告の能力に及ぼす影響に関する結論を再確認する(上記120-126段落を参照)。当裁判所は、利用可能な証拠が、少なくとも多くの地において相当数の傷害が発生したことを裏付けるものであると考える(179段落)。

賠償額の評価について、コンゴ(DRC)は、文民に対する故意の攻撃による傷害には1人あたり3,500米ドル、軽微な故意の傷害には1人あたり150米ドル、「付随的」傷害に対しては1人あたり最低100米ドルを求めた。だが、自身が提示した金額についての説得的な証拠を示していない。当裁判所は、「付随的」傷害に対する賠償額が医療費と収入損失をカバーするためのものであり、精神的な被害への金銭賠償はわずかであるのに対して、文民に対する故意の攻撃による傷害および身体損傷は、それに伴うトラウマや心理的な被害ゆえに、賠償額をより多く裁定することが正当化されるであろうことに留意している。しかし、精神的な被害に対して多額の賠償金を裁定することは、身元不明の被害者や推測にすぎない被害者が多い状況においては適切ではない可能性がある。さらに重傷と軽傷の区別は、各割合を認定する根拠がないため難しい(180段落)。

当裁判所は、本件の例外的な状況の下では、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算する形で裁定することを想起する(上記106段落を参照)。傷害に関する証拠は、生命の喪失に関する証拠よりも乏しく、ウガンダが賠償義務を負う負傷者のおおよその人数でさえも認定することが不可能である。当裁判所が認定できるのは、相当数の負傷者が発生しており、地域的なパターンが確認できる、ということだけである。入手可能なすべての証拠、人に対する傷害を評価するために提案された方法、および当裁判所の判例や他の国際機関の判

断を考慮して、人的損害について計上される賠償額全体に含まれるものとして金銭賠償を与えることを決定する(下記226段落を参照)(181段落)。

3. レイプおよび性的暴行(182-193段落)

コンゴ(DRC)は、イトゥリにおけるレイプおよび性的暴力の被害者1,710人、およびキサンガニなどコンゴ(DRC)の他の地域における同行為の被害者30人への金銭賠償として3,345万8,000米ドルを請求している(182段落)。

当裁判所は、2005年本案判決においてウガンダが、拷問およびその他の形態での非人道的な取り扱いなどによって、国際人道法および国際人権法の下での義務への違反に対する責任を負うと判断されたことに留意する³⁶⁾。また、国際刑事裁判所や人権裁判所、人権機関が、武力紛争の文脈で犯されたレイプおよびその他の性的暴行行為がジュネーブ諸条約の重大な違反、戦争における法や慣習の違反にあたることもあり、また拷問や非人道的取り扱いの一形態にもなりうることを認めている。したがって、レイプや性的暴行行為が2005年本案判決で具体的に言及されていなかったとしても、関連する証拠によって証明される範囲において、ウガンダはそうした行為に対する金銭賠償を支払うよう要求されうると考える(188段落)。

入手可能な報告書やその他のデータからは、レイプやその他の形態の性的暴力の被害者数を、大まかにでさえ推定することは不可能である(189-190段落)。しかし当裁判所は、レイプやその他の形態の性的暴行がコンゴ(DRC)内で大規模かつ広範に行われていたことには疑いの余地がないと判断する(191段落)。

レイプおよび性的暴行の被害者が受けた損害額の評価について、コンゴ(DRC)が提示した平均額を裏付ける十分な証拠は認められない(192段落)。

当裁判所は、本件の例外的な状況の下では、証拠により示された可能性の

36) *Ibid.*, p. 241, para. 211.

ある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算する形で裁定することを想起する（上記106段落を参照）。また、レイプおよび性的暴行に関して利用可能な証拠は、生命の喪失に関する証拠よりも乏しく、ウガンダに帰せられるレイプと性的暴行のおおよその事件数でさえも認定できないことに留意する。当裁判所が認定できるのは、こうした被害が相当数発生したことだけである。入手可能なすべての証拠、レイプおよび性的暴行を評価するために提案された方法、および当裁判所の判例や他の国際機関の判断を考慮して、人的損害について計上される賠償額全体に含まれるものとして金銭賠償を与えることを決定する（下記226段落を参照）（193段落）。

4. 子ども兵士の採用および配備（192-206段落）

コンゴ（DRC）は、ウガンダおよびウガンダの支援を受けた武装集団によって2,500人の子ども兵士が採用されたことに対する金銭賠償として、3,000万米ドルを請求している（194段落）。

2005年本案判決において当裁判所は、「UPDF [ウガンダ人民防衛軍] の訓練キャンプで子ども兵士を訓練したこと、および支配下にある地域において子ども兵士の採用を防止しなかったことについて、説得的な証拠があ[った]」と判断したことに留意する³⁷⁾。したがってコンゴ（DRC）の請求は2005年本案判決に包含される（199段落）。

裁判所は、採用または配備された子ども兵士の数に関するコンゴ（DRC）の主張を裏付ける証拠は限定的だと判断する（200段落）。

子供兵士に生じた損害額の評価について、コンゴ（DRC）が提示する金額に証拠はない。また、裁判所が任命した専門家によって提供された数字にも説得力がない（205段落）。

裁判所は、本件の例外的な状況の下では、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算

37) *Ibid.*, p. 241, para. 210.

する形で裁定することを想起する(上記106段落を参照)。当裁判所は、子ども兵士の採用と配備についての利用可能な証拠が、ウガンダが賠償義務を負う可能性のある被害者の人数の範囲を示していることに留意する(上記200-204段落を参照)。利用可能なすべての証拠、子ども兵士の採用および配備によって引き起こされた損害を評価するために提案された方法、および当裁判所の判例や他の国際機関の判断を考慮して、人的損害について計上される賠償額全体に含まれるものとして金銭賠償を与えることを決定する(下記226段落を参照)(206段落)。

5. 住民の移動・移送(207-225段落)

コンゴ(DRC)は、イトゥリおよびコンゴの他の地域における一部住民の渡航および移送・移動に対する金銭賠償として、1億8,685万3,800米ドルを請求する(207段落)。

当裁判所は2005年本案判決において、ウガンダが文民たる住民に無差別かつ意図的な攻撃を行い、および他軍隊との戦いで民間人を保護しなかった責任を負うとしたことを再確認する³⁸⁾。加えて、ウガンダがイトゥリにおいて、占領国としての義務を遵守せず、民族対立を扇動したとも認定した³⁹⁾。ウガンダは、これらの諸行為によって十分に直接的でかつ確実な方法で引き起こされた、すべての文民移動に対して賠償を行う義務を負っている(上記78、93段落を参照)。これには、たとえ国際人道法または国際人権法の下での義務違反を伴わずとも、ウガンダの *jus ad bellum* 違反と十分に直接的でかつ一定の因果関係がある移動の事案も含まれる⁴⁰⁾(214段落)。また、コンゴ(DRC)が金銭賠償を求めている避難民の大半がイトゥリで発生したと認識している(215段落)。

提出された様々な証拠を検討したうえで(216-222段落)、これらの証拠で

38) *Ibid.*, p. 241, para. 211.

39) *Ibid.*

40) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims* (17 August 2009), *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XXVI, p. 731, para. 322.

は、個別に金銭賠償が与えられる避難民の数を十分確実に証明できないと考える。しかし証拠は、実証的な推定に基づいてありうる範囲を示している。イトゥリ地区における避難民だけでも10万人から50万人の範囲内であったと思われることに鑑みると、ウガンダは相当数の避難民に対して賠償の義務を負うものと確信している(223段落)。

移動・移送から生じる損失の評価について、当裁判所は、コンゴ(DRC)が自国の提示した数値の根拠について十分な説明をしていないと考える。当裁判所は、本件の例外的な状況の下では、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算する形で裁定することを想起する(上記106段落を参照)。当裁判所は、人の移動・移送についての利用可能な証拠が、ウガンダが賠償義務を負う可能性のある被害者の人数の範囲を示していることに留意する(上記223段落を参照)。利用可能なすべての証拠、人の移動によって引き起こされた損害を評価するために提案された方法、および当裁判所の判例や他の国際機関の判断を考慮して、人的損害について計上される賠償額全体に含まれるものとして金銭賠償を与えることを決定する(下記226段落を参照)(225段落)。

6. 結論(226段落)

前述のすべての考慮事項に基づき、そしてコンゴ(DRC)によって申し立てられたイトゥリにおける損害の一部について、ウガンダは自国の占領国としての義務を遵守しなかったことによって引き起こされたものではないことを証明していないから、当裁判所は、生命の喪失およびその他の人的損害に対して、全体として2億2,500万米ドルの賠償を命じることが適切だと考える(226段落)。

B. 財産的損害(227-258段落)

コンゴ(DRC)はまた、ウガンダが財産的損害への賠償を、金銭賠償の形態によって行わなければならないと主張している(227段落)。コンゴ(DRC)

はウガンダに、財産的損害に対して2億3,997万1,970万米ドルの支払いを求めた(229段落)。

1. 一般的な様相 (240-242段落)

当裁判所は、2005年本案判決において、ウガンダはイトウリの内外双方での財産的損害に対する責任を負うと判断したことを想起する。当裁判所は、UPDF部隊が「村や一般住民の建物を破壊」し、「文民と軍事目標の間の区別をしなかった」と結論付けた⁴¹⁾(240段落)。

同判決で当裁判所は、ウガンダが「イトウリ地区内で人権と国際人道法を尊重しおよび尊重を確保するための措置を講じなか[った]」と認定した⁴²⁾。当裁判所は、訴訟の現段階において、コンゴ(DRC)が申し立てたイトウリ地区の特定の財産的損害が、コンゴ(DRC)の占領国としての義務を遵守しなかったことによって生じたものではないことをウガンダが証明する必要があることを想起する。そのような効果を持つ証拠がなければ、ウガンダがそうした損害に対する賠償責任を負うと結論付けることができる(上記78段落を参照)(241段落)。

当裁判所は、本紛争の特異な性格と、それに伴って詳細な証拠を収集することが困難であることを考慮すると、破壊され、あるいは深刻な被害を受けた個々の建物に関する明確な文書をコンゴ(DRC)が提出するとは期待できないことを強調する(上記114段落を参照)。同時に、コンゴ(DRC)が置かれた困難な状況にもかかわらず、2005年本案判決を下して以来、特にコンゴ(DRC)自身が所有し管理していた資産やインフラに関して、コンゴ(DRC)によってさらなる証拠が収集されてきたことが期待できると考えている。コンゴ(DRC)によって提出された証拠を評価する際、これらの考慮事項を念頭に置く(242段落)。

41) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 241, para. 211.

42) *Ibid.*, p. 280, para. 345 (3).

2. イトゥリ地区 (243-249段落)

コンゴ (DRC) によって提出された証拠では損害のおおよその範囲さえ算出できず、また、当裁判所が任命した専門家の報告書も、関連する追加情報を提供するものではない。したがって、国際連合の報告書、特に「マッピング報告書」に基づいて独自の評価をしなければならない。本報告書にはイトゥリ地区における「住居」、「建物」、「病院」および「学校」の破壊に関して、いくつかの信頼できる知見が含まれていると考える (246段落)。

当裁判所はさらに、マッピング報告書およびその他の国際連合の報告書が、ウガンダ軍およびその他の当事者による、イトゥリ地区での大規模な略奪行為について説得的な記録を示していることに留意する (247段落)。

財産の損失の評価について、当裁判所は、同じ紛争に関する ICC での手続きが関連していると考え、カタンガ事件とンタガンダ事件を参照した (249段落)。

3. イトゥリ地区外 (250-253段落)

コンゴ (DRC) によって提出された証拠では損害のおおよその範囲さえ算出できず、当裁判所が任命した専門家の報告書も、関連する追加情報を提供するものではない (251段落)。

しかし、マッピング報告書とキサンガニの国際連合機関間評価ミッション報告書には、ウガンダがキサンガニで大規模な財産的損害を引き起こしたと結論付ける十分な証拠が含まれている。コンゴ (DRC) の見解では、キサンガニにおける損害は累積的かつ複合的な原因によるものであるため、ウガンダがキサンガニにおけるすべての損害に対して賠償責任を負う。他方でウガンダは、ウガンダとルワンダは別々に国際違法行為を行ったのであり、それぞれが自身の違法行為によって引き起こされた損害に対してのみ責任を負うと主張する。当裁判所は、自国の軍隊が独自に行動してキサンガニで引き起こした損害については、それぞれの国に責任があると考え。しかしながら利用可能な証拠が極めて限られているため、当裁判所はウガンダに割り当て

られる損害を精確に配分することができない。当裁判所は、キサンガニにおける財産的損害について利用可能な証拠を考慮して、すべての財産的損害に対して裁定される賠償額を包括的に合算した(下記258段落を参照)(253段落)。

4. 国営電力会社 (**Société nationale d'électricité, SNEL**) (254-255段落)

SNELに生じた損害に対するコンゴ(DRC)の請求額は、9,741万2,090米ドルに上る(254段落)。政府とSNELの密接な関係により、コンゴ(DRC)は自国の請求を証明する何らかの証拠を提出することが期待された。しかし当裁判所は、コンゴ(DRC)がSNELへの損害の請求について証明責任を果たさなかったと考える(255段落)。

5. 軍用の財産 (256段落)

同様の考慮は、コンゴ(DRC)軍隊が所有する特定の財産に生じた損害に対する請求にも当てはまる。軍隊は政府の直接の権限のもとにあったため、コンゴ(DRC)はその請求の根拠を十分に提示することが期待されていたが、それがなされなかった。証拠が不十分であるとしてコンゴ(DRC)の請求を棄却し、この請求に関する他の一切の疑問について、取り扱わないこととする(256段落)。

6. 結論 (257-258段落)

当裁判所は、財産的損害についてコンゴ(DRC)によって提出された証拠は特に限定的であると判断する。それにもかかわらず当裁判所は、2005年本案判決で認定したように、かなりの量の財産的損害がウガンダの違法行為によって引き起こされたことを確信している⁴³⁾。特にマッピング報告書は、イトゥリ地区において、ウガンダや他の主体によって引き起こされた財産的損害の多くの事例につき、信頼できて確証のある情報を提供している。また、コンゴ(DRC)によって申し立てられたイトゥリ地区内での特定の財産的損

43) *Ibid.*, p. 241, para. 211.

害について、ウガンダは自国の占領国としての義務を遵守しなかったことによって引き起こされたものではないことを証明していないと結論付ける(257段落)。

裁判所は、本件の例外的な状況の下では、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算する形で裁定することを想起する(上記106段落を参照)。財産的損害についての利用可能な証拠は限られているが、少なくともマッピング報告書は、ウガンダによって引き起こされた財産的損害の多くの事例を証明していることに留意する。入手可能なすべての証拠、財産的損害を割り当てるために提案された方法、および当裁判所の判例や他の国際機関の判断を考慮して、財産的損害に対する賠償額は、全体で4,000万米ドルであると裁定する(258段落)。

C. 天然資源に対する損害 (259-366段落)

2005年本案判決では、「ウガンダは、コンゴ領域においてウガンダ軍兵士により犯されたコンゴ(DRC)の天然資源の盗取、横領および搾取行為により、また、コンゴ(DRC)の天然資源の盗取、横領および搾取行為を防止するイトゥリ地区の占領国としての義務に従わなかったことにより、国際法のもとでコンゴ(DRC)に対し負っている義務に違反した」と判断した⁴⁴⁾。また、両国が1981年6月21日の「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」の締約国であり、その21条2項が「略奪が行われた場合には、略奪を受けた人民は、その財産を合法的に取り戻し、かつ、十分な金銭賠償を受ける権利を有する」と定めていることを想起する(259段落)。

コンゴ(DRC)は口頭弁論で提出した最終提出書類の中で、盗取、横領および搾取行為によるコンゴ(DRC)の天然資源への損害に対する金銭賠償として、ウガンダが10億4,356万3,809米ドルを支払うよう認定し、宣言するよう求めた。この総額は、金、ダイヤモンド、コルタン、スズ、タングステンを含む鉱物の損失、コーヒーおよび木材の損失、森林伐採による植物相への

44) *Ibid.*, pp. 280-281, para. 345 (4).

損害、および動物相への損害に対する請求からなるものである(260段落)。

1. 一般的な様相(273-281段落)

2005年本案判決で当裁判所は、「[天然資源に関する] コンゴ(DRC)の請求について決定を下すにあたり、当裁判所は、主張されている個々の事件について事実認定を行う必要はなかった」と述べている⁴⁵⁾。当裁判所はその後、「コンゴ(DRC)の天然資源の開発を目的としたウガンダ政府の政策があ[った]こと、または軍事介入がコンゴ(DRC)の資源へのアクセスを得るために行われ[た]ことを証明する信頼できる証拠はない」と判断した。しかし、「最高位の高級将校を含むUPDFの士官や兵士がコンゴ(DRC)の天然資源の盗取、横領、および搾取に関与してい[た]、また、軍事当局がこれらの行為を終わらせるための何らかの措置を講じてい[な]かった」、と結論付けるための信頼に値するかつ説得力のある十分な証拠がある、と考へ[た]」⁴⁶⁾(273段落)。

イトゥリ地区外にあった天然資源に関して当裁判所は、UPDFのメンバーが関与した場合には天然資源の盗取、横領および搾取について「常に」ウガンダが責任を負うが⁴⁷⁾、そうした行為が「反政府集団」のメンバーが行った同様の行為については責任を負わないものとした⁴⁸⁾。2005年本案判決は、いずれの盗取、横領および搾取行為がウガンダに帰せられるものであるかを特定していなかった。その認定は賠償段階に委ねられており、ここでコンゴ(DRC)は、イトゥリ外の天然資源に対する損害の程度、およびその損害がウガンダに帰属することに関する証拠を提出しなければならない(274段落)。

イトゥリにある天然資源に関して、当裁判所は、ウガンダが「占領地域における天然資源の盗取、横領および搾取行為すべてについて、イトゥリの占

45) *Ibid.*, p. 249, para. 237.

46) *Ibid.*, p. 251, para. 242.

47) *Ibid.*, p. 252, para. 245.

48) *Ibid.*, p. 253, para. 247.

領国として1907年ハーグ規則43条の下での同国の義務」に違反したことを証明する「十分に信頼できる証拠」を有していると判断した⁴⁹⁾。これによりウガンダは、イトゥリにおける天然資源の盗取、横領および搾取行為すべてについて、たとえこれらの行為に従事したのがウガンダ軍兵士であっても、その他の第三者であったとしても、賠償を行う責任を負うことになる。賠償段階において当裁判所に課された任務は、利用可能な証拠が申し立てられた天然資源の盗取、横領および搾取の存在を証明するものであるかを確認し、そして、本件の例外的な状況においては、少なくともそれが存在しうる範囲を特定することである (275段落)。

当裁判所は、2005年本案判決で特定した国際違法行為⁵⁰⁾ から生じる金銭賠償額を認定することに限られており、そこでは特に金⁵¹⁾、ダイヤモンド⁵²⁾、コーヒー⁵³⁾ の搾取に関する報告が取り扱われていたことを想起する。そこではコルタン、スズ、タングステン、木材、あるいは植物相や動物相に生じた損害には言及していない。だが、コルタン、スズ、タングステンおよび木材は「天然資源」という一般的な用語に包含される原料である。さらに、動物相に関する損害賠償請求は2005年本案判決の射程内にあると考える。同判決では、天然資源に関するコンゴ (DRC) の主張の一部として「保護種の狩猟および略奪」に言及している⁵⁴⁾。植物相に対する損害が森林伐採による木材の横領の直接的な結果である限り、この損害は2005年本案判決の射程内にあると考える。それでも賠償段階においては、2005年本案判決では明示的に言及されなかった資源の搾取の主張について、それが実際に発生したのか、およびその結果生じた損害に対してウガンダが賠償を行う責任を負うのかを明らかにしなければならない (276段落)。

49) *Ibid.*, p. 253, para. 250.

50) *Ibid.*, p. 257, para. 260.

51) *Ibid.*, pp. 249-250, para. 238; pp. 250-251, paras. 240-242.

52) *Ibid.*, p. 250, para. 240; p. 251, para. 242; p. 253, para. 248.

53) *Ibid.*, p. 250, para. 240.

54) *Ibid.*, p. 246, para. 223.

提出された証拠の価値に関する一般的な検討を行ったのちに、ウガンダによってコンゴ（DRC）の天然資源に与えられた損害と、与えられるべき金銭賠償を決定するために信頼できると考える証拠に基づいて結論を導く（281段落）。

2. 鉱物（282-327段落）

(a) 金（282-298段落）

当裁判所は金に関して、専門家報告書が示した評価額の範囲内で、金の盗取、横領および搾取から生じた相当額の損害に対する責任がウガンダにあると結論付ける十分な証拠があるという見解である。これに基づき、当裁判所は、天然資源への損害すべてに対する賠償額全体に含まれるものとして、この形態の損害に対する金銭賠償を与えることを決定する（298段落）。

(b) ダイヤモンド（299-310段落）

当裁判所はダイヤモンドに関して、専門家報告書が示した評価額の範囲内で、ダイヤモンドの盗取、横領および搾取から生じた損害に対する責任がウガンダにあると結論付ける十分な証拠があると考えられる。これに基づき、当裁判所は、天然資源への損害すべてに対する賠償額全体に含まれるものとして、この形態の損害に対する金銭賠償を与えることを決定する（310段落）。

(c) コルタン（311-322段落）

当裁判所はコルタンに関して、専門家報告書が示した評価額の範囲内で、コルタンの盗取、横領および搾取から生じた損害に対する責任がウガンダにあると結論付ける十分な証拠があるとの見解である。これに基づき、当裁判所は、天然資源への損害すべてに対する賠償額全体に含まれるものとして、この形態の損害に対する金銭賠償を与えることを決定する（322段落）。

(d) スズとタングステン (323-327段落)

当裁判所はスズとタングステンに関して、専門家報告書の射程にスズとタングステンを含めることは、付託事項のもとで認められたものとする。当裁判所は、専門家の報告書がイトゥリを経由する少量のスズとタングステンの輸送の証拠に言及しているにとどまり、それ自体は盗取、横領および搾取を構成するものではないことに留意する。とりわけ、彼は「イトゥリまたはイトゥリ以外において開発された資源として、その価値が相対的に僅少であることを示すため」にのみ取り上げたことを強調している (326段落)。

スズとタングステンに関する証拠は限られていること、および搾取された量とその価値が相対的に僅少だと専門家が指摘していることから、当裁判所は、天然資源に対して支払われる金銭賠償額を認定する際に、これら2つの鉱物を考慮に入れないことを決定する (327段落)。

3. 植物相 (328-350段落)

(a) コーヒー (328-332段落)

当裁判所は、専門家報告書の射程にコーヒーを含めることは、付託事項のもとで認められたものとする。コーヒーに関する専門家の所見は、他の証拠によってもある程度裏付けられている。したがって当裁判所は、コーヒーの盗取、横領および搾取から生じた損害に対する責任がウガンダにあると結論付ける十分な証拠があるとする (331段落)。

しかし、これらの報告書には裏付けが乏しい証拠しかなく、また専門家はコンゴ (DRC) の非政府組織による裏付けのない報告書に頼るほかないため、当裁判所が任命した専門家によって算出されたものよりも低額の金銭賠償を与えることが適切だと考える。これに基づき、当裁判所は、天然資源への損害すべてに対する賠償額全体に含まれるものとして、この形態の損害に対する金銭賠償を与えることを決定する (332段落)。

(b) 木材 (333-344段落)

当裁判所は、木材の盗取、横領および搾取から生じた損害に対する責任がウガンダにあると結論付ける十分な証拠があると考えます。それでも当裁判所は、木材に関する専門家の計算が、たとえば金に関するものと比べて、より精確性に欠いた情報と大雑把な推計に基づいていることに留意する。したがって金銭賠償額は専門家の推計よりもかなり低くなるべきである。これに基づき、当裁判所は、天然資源への損害すべてに対する賠償額全体に含まれるものとして、この形態の損害に対する金銭賠償を与えることを決定する (344段落)。

(c) 森林伐採から生じる環境損害 (345-350段落)

当裁判所は森林伐採から生じる環境損害について特に、国境地帯ニカラグア活動事件において「環境それ自体に対して引き起こした損害に対して金銭賠償が支払われるべきであることは、完全な賠償原則を含む国際違法行為の結果を規律する国際法上の諸原則と合致する」⁵⁵⁾ として、「環境への損害、ならびにその結果生じる財およびサービスを提供するための環境上の能力の低下または喪失は、国際法のもとで金銭賠償の対象となる」⁵⁶⁾ と判示したことを特に想起する (348段落)。また同判決では、「いくつかの複合的な要因によって損害が発生している可能性や、違法行為と損害の間の科学的因果関係が不確実である可能性があり、「違法行為と生じた損害の間に相当の因果関係が存在するか否かは最終的に裁判所が決定する」⁵⁷⁾ との結論も下している (349段落)。

しかし、本件でコンゴ (DRC) は、森林伐採による環境、特に生物多様性への損害を評価する根拠を何も提出していないことに留意する。それゆえにコンゴ (DRC) の危害の程度が大まかにも判断できないため、当裁判所は森

55) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2018, *supra* note 15, p. 28, para. 41.

56) *Ibid.*, p. 28, para. 42.

57) *Ibid.*, p. 26, para. 34.

林伐採から生じる環境損害に対する請求を棄却する (350段落)。

4. 動物相 (351-363段落)

裁判所は、コンゴ (DRC) の動物相に対する損害に関連する請求が2005年本案判決の射程に含まれると判断した (上記276段落を参照)。利用可能な証拠は、確証ある精確な動物の死亡数や、大まかな数でさえも認定するのに十分ではないが、それにもかかわらず提出された報告書に基づき、オカピ野生生物保護区およびヴィルンガ国立公園のうちイトゥリ内に位置する範囲内に限って、ウガンダが相当量の動物相に対する損害への責任を負うものと考えている。

5. 結論 (364-366段落)

当裁判所は、提出された証拠および専門家報告書が、大量の天然資源が盗取され、横領され、および搾取されたことを示しているものと認める。イトゥリ内に関して、ウガンダはそれらの行為のすべてに対して賠償を行う責任を負う。イトゥリ外の地域に関して、盗取され、横領され、および搾取された天然資源の相当量がウガンダに帰せられる。しかし、専門家報告書も、コンゴ (DRC) によって提出された証拠やポーター委員会、国連機関、非政府組織による報告書に示された証拠も、ウガンダが責任を負う盗取、横領および搾取の正確な範囲を証明するには不十分である。専門家報告書は、利用可能な証拠に基づいて、方法論として堅実であり説得力のある推定を提示している。この専門家報告書は、ここで取り上げられている様々な天然資源 (鉱物、コーヒーおよび木材) の評価に関して特に有用である。しかしこの専門家報告書や国連の専門機関による報告書は、この状況下における天然資源の略奪の規模について可能な限りで最善の推定値を与えるものではあるが、当裁判所が損害の範囲や評価について十分に精確な判断を下すことを可能にするものではない (364段落)。

人および財産的損害に関してもそうであったように、当裁判所は、コンゴ

(DRC) および専門家が、より価値が高い証拠を提出する能力を制限している本件の特異な状況を考慮しなければならない(上記120-126段落を参照)。当裁判所は、証拠により示された可能性のある範囲内において、および衡平の考慮も勘案して、金銭賠償を包括的に合算する形で裁定することができることを想起する(上記106段落を参照)(365段落)。

利用可能なすべての証拠、特に当裁判所が任命した専門家の報告書に含まれる所見と推計、および当裁判所の判例や他の国際機関の判断を考慮して、天然資源の盗取、横領および搾取に対する金銭賠償額は、全体で6,000万米ドルであると裁定する。

D. マクロ経済的な損害(367-384段落)

最後に、コンゴ(DRC)はマクロ経済的な損害に対して57億1,400万775米ドルを請求している(367段落)。

2005年本案判決の本文では「ウガンダ共和国は、コンゴ民主共和国に対する軍事行動に従事することにより、……国際関係における武力不行使原則と不干渉原則に違反した」と判断して「ウガンダ共和国は、コンゴ民主共和国に対し損害に対する賠償を行う義務のもとにある」ものとしたことに留意する⁵⁸⁾。しかしマクロ経済的な損害については特に言及していない(368段落)。

本件においては、武力行使の禁止の違反から生じるマクロ経済的な損害に対する請求が補償されるものであるか、またはより一般的に、そうした損害に対する請求が国際法のもとで補償されるものであるかを決定する必要はないと考える。裁判所は、コンゴ(DRC)がウガンダの国際違法行為とマクロ経済的な損害の間に十分に直接的でかつ確実な因果関係を示していないというだけで足りる。いずれにせよ、コンゴ(DRC)はマクロ経済的な損害を大まかにさえ算出できる根拠も示していない(381段落)。よって、コンゴ(DRC)のマクロ経済的な損害に関する請求を棄却する(384段落)。

58) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, pp. 180-182, paras. 345 (1), (5).

IV. 満足 (385-392段落)

当裁判所は、コンゴ (DRC) が、当裁判所で裁定する金額にかかわらず、賠償の一形態としての金銭賠償は、コンゴ (DRC) およびその住民に生じた損害を完全に救済するには十分ではないと主張していることを想起する。したがって当裁判所は、ウガンダに対して、(i) UPDF の士官および兵士の犯罪捜査と訴追、(ii) イトゥリにおけるヘマ族とレンデュ族の間の和解を促進するための基金を設立するための2,500万米ドルの支払い、(iii) 戦争の結果としてコンゴ (DRC) が受けた精神的な危害に対する1億米ドルの支払い、を通じて満足を与えるよう求めている (385段落)。

コンゴ (DRC) が求める3つの満足の形態を検討する前に、一般的にほとんどの事件では違反の宣言それ自体が適切な満足であることを想起する。しかし満足は、金銭賠償では国際違法行為の結果を完全に拭い去ることができない限りにおいて行われ、事件の状況に応じてまったく異なる形をとることもある (387段落)。

コンゴ (DRC) によって求められている第1の措置、すなわち刑事捜査と訴追について、当裁判所は ILC 国家責任条文の37条を想起する。本条2項に列挙されている満足の形態 (すなわち違反の確認、遺憾の意の表明、公式の陳謝または他の適当な方法) は網羅的なものではないことを確認する。原則として、満足は「国際違法行為の原因となった行為を行った個人に対する懲戒処分または処罰」のような措置も含まれうる⁵⁹⁾ (388-389段落)。

裁判所は、2005年本案判決において、ウガンダ軍がジュネーヴ諸条約の重大な違反を犯したと判決したことを想起する。当裁判所は、戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ第4条約の146条、および1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (第1追加議定書) の85条に従い、ウガンダはこれらの違反

59) ILC, *Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. II, Part Two (A/CN.4/SER. A/2001/Add.1 (Part 2)), p. 106, para. 5 (Article 37).

の実行に責任を負う者を捜査し、訴追しおよび処罰する義務を負うと指摘する。刑事捜査や訴追の実施に関して、当裁判所は追加の具体的な満足のための措置を命じる必要はない。被告は自国に課せられた義務によって、捜査と訴追を行うことが求められている(390段落)。

コンゴ(DRC)が求める満足のための第2の措置に関して、2005年本案判決でUPDFが「イトゥリにおいて民族対立を扇動しそのような対立を終わらせる措置を何も講じなかった」と判断したことを想起する⁶⁰⁾。しかし本件では、イトゥリにおける民族紛争によって生じた物質的損害は、人的損害および財産的損害に対して与えられた金銭賠償によってすでにカバーされている。それでも当裁判所は、イトゥリにおけるヘマ族とレンデユ族の和解を促進し、両者の間で恒久的な平和を確保するために、誠実に協力するよう奨励する(391段落)。

最後に、当裁判所は満足のためにコンゴ(DRC)が求める第3の措置を支持することはできない。この点に関する賠償の主題となる問題に鑑みると、このような状況において、コンゴ(DRC)に対する精神的な危害に対する満足を与える根拠は存在しない。EECCは、エリトリアの不法な武力の行使によってエチオピア人および国自身が受けた精神的損害に対するエチオピアの請求を棄却した⁶¹⁾。本件において、コンゴ(DRC)が満足を求めている精神的損害は各種の損害項目に対して裁定した賠償額全体の中に含まれていると考える(392段落)。

V. その他の要求(393-404段落)

裁判所は続いて、コンゴ(DRC)が最終提出書類で行ったその他の要求、すなわち、ウガンダに対して、訴訟手続き中に生じたコンゴ(DRC)の費用を支払うよう命じること、判決前および判決後の利息を付すこと、およびウ

60) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 240, para. 209.

61) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40, p. 662, paras. 54-55; p. 664, para. 61.

ガンダが完全に賠償を行いつ命じられた金銭賠償を完全に支払うまで当裁判所が引き続き本件を管轄すること、に移る (393段落)。

A. 費用 (394-396段落)

コンゴ (DRC) はその最終提出書類において、本件で負担した訴訟費用をウガンダが支払うよう命じるように求めており (394段落)、ウガンダはこれに反対している (395段落)。

これに関して、ICJ 規程の64条が「裁判所が別段の決定をしない限り、各当事者は、各自の費用を負担する」と規定していることに留意する。ウガンダがコンゴ (DRC) に対する反訴の1つで勝訴し、その後自国の金銭賠償請求権を放棄したという事実を含めた本件の状況を考慮して、当裁判所は本件において、規程64条に規定された一般規則から逸脱することを正当化する十分な理由はないと考える。したがって両当事国は、自らの費用を負担するものとする (396段落)。

B. 判決前および判決後の利息 (397-402段落)

コンゴ (DRC) はその最終提出書類において、当裁判所がウガンダに対して判決前および判決後の利息の支払いを命じるよう求めており (397段落)、ウガンダは前者に反対している (399段落)。また、判決後の利息についてコンゴ (DRC) は年利6%の支払いを求め (398段落)、対してウガンダは年利3%以内にするよう主張している (400段落)。

コンゴ (DRC) による判決前の利息への請求について、当裁判所は、国際裁判所の慣行では、国際違法行為によって生じた損害に対する完全な賠償が必要である場合に判決前の利息が認められることがあるが、利息は賠償の独立した形態ではなく、またすべての場合において賠償の不可欠な部分でもないことを指摘する。当裁判所は、損害の各項目について賠償額を認定するにあたり、時間の経過を考慮していることに留意する。この点に関して当裁判所は、コンゴ (DRC) 自身が最終提出書類の中で、「その金銭賠償額が、す

でに時間の経過を考慮して、全体的な評価に基づいて裁判所によって裁定されている」損害に関しては、判決前の利息を要求していないと述べていることを考慮する。そのため当裁判所は、本件の状況において判決前の利息を与える必要はないと考える(401段落)。

判決後の利息に対するコンゴ(DRC)の請求について、当裁判所は、判決後の利息の付与が他の国際裁判所の慣行と合致していることを確認したうえで、賠償を認めた過去の事件においても判決後の利息を与えたことを想起する。当裁判所は時宜にかなった支払いを期待しており、ウガンダがそのように行動しないと考える理由はない。それでも当裁判所は慣行に従って、支払いが遅延した場合には、判決後の利息を支払うよう決定する。かかる利息は未払いの金額に対して年利6%で発生する(下記406段落参照)(402段落)。

C. 当裁判所が引き続き本件を管轄することの要求(403-404段落)

コンゴ(DRC)は、当裁判所が本件を管轄し続けるよう求めている(403段落)。当裁判所は、コンゴ(DRC)が実質的には当裁判所に判決の履行を監督するよう求めているのだと考える。これについて当裁判所は、金銭賠償に関する過去の判決において、最終的な支払いが受け取られるまで訴訟を管轄し続ける必要があると考えたものはないことに留意する。さらに、判決後の利息の裁定が、本判決に定められた支払い義務を時宜にかなって遵守することに対するコンゴ(DRC)の懸念を払拭するものだと考える。以上を踏まえると、当裁判所が本訴訟を管轄し続ける理由はないから、コンゴ(DRC)の要求は棄却されなければならない(404段落)。

VI. 裁定総額(405-408段落)

コンゴ(DRC)に与えられる金銭賠償の総額は3億2,500万米ドルである。この総額には、人的損害に対する2億2,500万米ドル、財産的損害に対する4,000万米ドル、天然資源への損害に対する6,000万米ドルが含まれる(405段落)。

この金額は2022年から2026年まで、毎月9月1日を支払期限とする年6,500万米ドルの分割払いで支払われるものとする。支払いが遅れた場合、分割支払金の支払期日の翌日から、各分割支払金に対して判決後の利息が年利6%で発生することを決定する(406段落)。

裁定総額および支払い条件は、ウガンダの支払い能力の範囲内であると確認した。したがって、賠償額を認定する際に、責任を負う国の経済状況に鑑みて課される経済的負担について考慮すべきかどうかという問題を検討する必要はないと判断する(上記110段落を参照)(407段落)。

コンゴ(DRC)の人的および財産的損害に対する賠償は、ウガンダの国際的な義務違反の結果として、個人および共同体が被った損害を反映したものであることに留意する。これに関して当裁判所は、口頭審理中にコンゴ(DRC)の代理人によって行われた、コンゴ(DRC)政府によって設立された基金についての約束を認識し、歓迎する。これによると、ウガンダによって支払われた金銭賠償は、被害者と市民社会の代表を含み、国際的な専門家の支援のもとで運営される機関の監督のもとで、危害を受けた被害者に対して公正かつ効果的に分配される。裁定総額の分配にあたって本基金は、被害を受けた共同体全体の利益のための措置を講じる可能性も考慮することが奨励される(408段落)。

Ⅶ. 主文(409段落)

以上の理由により、

本裁判所は、

(1) 2005年12月19日の判決で当裁判所が判決した、ウガンダ共和国による国際的な義務違反によって生じた損害に対する、ウガンダ共和国からコンゴ民主共和国への金銭賠償額を以下のように確定する。

(a) 12対2で、

人的損害に対し2億2,500万米ドル。

賛成：ドノヒュー裁判長、ゲヴォージャン副裁判長、トムカ判事、ア

ブラハム判事、バヌーナ判事、ユスフ判事、シュエ判事、セブティンデ判事、バンダーリ判事、ロビンソン判事、岩沢判事、ノルテ判事。

反対：サラーム判事、ドーデ ad hoc 判事。

(b) 12対2で、

財産的損害に対し4,000万米ドル。

賛成：ドノヒュー裁判長、ゲヴォージャン副裁判長、トムカ判事、アブラハム判事、バヌーナ判事、ユスフ判事、シュエ判事、セブティンデ判事、バンダーリ判事、ロビンソン判事、岩沢判事、ノルテ判事。

反対：サラーム判事、ドーデ ad hoc 判事。

(c) 全員一致で、

天然資源に関する損害に対し6,000万米ドル。

(2) 12対2で、

上記(1)のもとの支払い総額は2022年9月1日から開始される年6,500万米ドルで5回に分割して払うことを決定する。

賛成：ドノヒュー裁判長、ゲヴォージャン副裁判長、アブラハム判事、バヌーナ判事、ユスフ判事、シュエ判事、セブティンデ判事、バンダーリ判事、ロビンソン判事、サラーム判事、岩沢判事、ノルテ判事。

反対：トムカ判事、ドーデ ad hoc 判事。

(3) 全員一致で、

支払いが遅延した場合、分割払いの支払期日の翌日から、判決後の利息として、延滞している金額全体に年利6%が発生することを決定する。

(4) 12対2で、

コンゴ民主共和国が本件訴訟で負担した費用をウガンダが負担するとの要求を棄却する。

賛成：ドノヒュー裁判長、ゲヴォージャン副裁判長、アブラハム判事、バヌーナ判事、ユスフ判事、シュエ判事、セブティンデ判事、バンダーリ判事、ロビンソン判事、サラーム判事、岩沢判事、ノルテ判事。

反対：トムカ判事、ドーデ ad hoc 判事。

(5) 全員一致で、

コンゴ民主共和国が提出したその他のすべての請求を棄却する。

トムカ判事は本裁判所の判決に宣言を付した。ユスフ判事は本裁判所の判決に個別意見を付した。ロビンソン判事は本裁判所の判決に個別意見を付した。サラーム判事は本裁判所の判決に宣言を付した。岩沢判事は本判決に個別意見を、ドーデ ad hoc 判事は本判決に反対意見を付した。

第2部 評 釈

I. 判決の意義

「コンゴ領域内における武力活動事件賠償判決」（以下「2022年賠償判決」または「本件賠償判決」）は、ICJが賠償の形態および金額について判断した事案としては、コルフ海峡事件（1949年）⁶²⁾、ディアロ事件（2012年）⁶³⁾、国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決（2018年）⁶⁴⁾に次ぐ4件目のもの

62) *Affaire du Détroit de Corfou (Royaume-Uni de Grande-Bretagne et d'Irlande du Nord c. Albanie)*, Arrêt du 15 décembre 1949 : C.I.J. Recueil 1949, p. 244.

63) *Ahmadou Sadio Diallo (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2012, supra note 17, p. 324.

64) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2018, supra note 15, p. 15.

である。また、武力行使禁止原則の違反の帰結として加害国が支払うべき金銭賠償額を ICJ が裁定した初めての判決である⁶⁵⁾。これまで武力行使禁止原則違反によって生じる賠償問題は、講和条約などの特別合意を通じて解決されることが多く、一般法に依拠して賠償の判断をした国家実行の蓄積がほとんど見られない。イラクによるクウェート侵攻後の1991年に設立された国連補償委員会 (UNCC)、1998年に勃発したエリトリア・エチオピア国境紛争後に設置されたエリトリア・エチオピア請求権委員会 (EECC) のようなアドホックな機関による裁定の例はあるが、ICJ のような常設の国際司法機関が正面からこの問題を取り扱うのは稀である。それゆえに、本件賠償判決で確認された適用規則を確認することには意義があるといえる⁶⁶⁾。

II. 武力行使禁止原則⁶⁷⁾ と完全な賠償原則

1. 従来の議論状況および先例

(1) 議論状況

国家責任条文の31条にも反映されているように、現行の慣習国際法上、国際違法行為により他国に損害を与えた国は、その損害に完全な賠償を行う義務が存在する⁶⁸⁾。だが、このような国家責任の観念は国際法秩序に当然に内

65) たとえば、カメルーンとナイジェリアの領土および海洋境界事件で ICJ は、判決の宣言による「満足」、およびナイジェリアの軍隊と警察が退去することをもって賠償が果たされるものとした (*Frontière Terrestre et Maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria; Guinée Équatoriale (intervenant))*, arrêt, C.I.J. Recueil 2002, p. 457, para. 325)。ニカラグア事件は、不法な武力行使による米国の責任を認めたが、賠償についての審理が実施される前にニカラグアが訴訟を取り下げたため、ICJ が賠償問題を判断するには至らなかった (*Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. US)*, Order of 26 September 1991, I.C.J. Reports 1991, pp. 47-48)。

66) Béatrice Bonafé, “The ICJ’s First Determination of War Reparation: Practical Challenges and Legal Solutions,” *QIL, Zoom-in*, Vol. 95 (2022), p. 1.

67) 本研究では「武力行使禁止原則」と「*jus ad bellum*」、および「国際人道法」「武力紛争法」と「*jus in bello*」を互換的に使用した。基本的には日本語の表記に統一しつつ、「*jus ad bellum*」と「*jus in bello*」の関係のように両者を対照する文脈においてはラテン語を用いている。また文脈にかかわらず、引用の場合には引用元の表記に従っている。

68) ILC, *Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts*, November 2001, Supplement No. 10 (A/56/10), chp.IV.E.1.

在しているわけではない⁶⁹⁾。国家責任法が適用される範囲は従前、外国人の待遇義務に関する分野に限定されていた⁷⁰⁾。こと戦後賠償についていうと、19世紀以前にも戦後に償金 (indemmité) を徴課する慣行はあったものの、その多くが戦勝国による戦費補償という性質であり、戦時の不法行為に対する賠償ではなかった⁷¹⁾。学説上も、講和条約中に賠償を定める特別な条項がない場合には、*uti possidetis* の原則によって条約締結当時の状態がそのまま認められ⁷²⁾、私人が戦時に被ったいかなる損失も講和条約で明示されない限り請求できず、回復もされない⁷³⁾ と考えられていた。

今日では、判例の蓄積により国家責任法が「すべての分野の国際義務に及ぶまでに一般化している」⁷⁴⁾ といわれる。武力行使禁止原則の違反が行われた場合であっても賠償義務が生じるという見解が多くの論者によって提唱されており⁷⁵⁾、また1974年に国連総会で採択された「侵略の定義に関する決議」

69) 萬歳寛之「国際責任法における賠償概念の特質」『早稲田法学』88巻2号(2013年)123-127頁; Alexander Orakhelashvili, *Causation in International Law* (Edward Elgar Publishing, 2022), pp. 108-111.

70) 西村弓「国家責任法の誕生—国際法における責任原則とその適用対象の一般化—」上智大学法学会編『変容する社会の法と理論』(有斐閣、2008年)251-252頁。

71) 入江啓四郎『国際法上の賠償補償処理』(成文堂、1974年)12頁; Shuichi Furuya, "The Right to Reparation for Victims of Armed Conflict: The Intertwined Development of Substantive and Procedural Aspects," in Cristián Correa *et al.* (eds.), *Reparation for Victims of Armed Conflict* (Cambridge University Press, 2021), p. 20.

72) Shavana Musa, *Victim Reparation under the Ius Post Bellum: An Historical and Normative Perspective* (Cambridge University Press, 2019), p. 17; 田畑茂二郎『国際法新講 下』(東信堂、1991年)246頁。

73) Emer de Vattel, *Le droit des gens ou Principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (Londre, 1758), livre IV, chap. II, para. 21; 入江『前掲書』(注71) 3-4頁; Randall Lesaffer and Erik-Jan Broers, "Private Property in the Dutch-Spanish Peace Treaty of Münster (30 January 1648)," in Michael Jucker *et al.* (eds.) *Rechtsformen Internationaler Politik: Theorie, Norm und Praxis vom 12. bis 18.* (Duncker & Humblot, 2011), p. 191.

74) 萬歳寛之『国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題—』(成文堂、2015年)56頁。

75) Hersch Lauterpacht, "Rules of Warfare in an Unlawful War," in George A. Lipsky (ed.) *Law and Politics in the World Community: Essays on Hans Kelsen's Pure Theory and Related Problems in International Law* (University of California Press, 1953), pp. 101-103; Georg Schwarzenberger, *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*

でも侵略行為が国際責任を生じさせると確認された⁷⁶⁾。

しかし、コッペ (E. V. Koppe) が指摘するように、「*jus ad bellum* の違反によって生じる責任は、文献上は多くの支持を得ているが、それらの学者は誰も国際法の一般規則が存在するという十分な証拠を提示しておらず、したがってそうした規則が実際に存在するのかは明らかでない」⁷⁷⁾。武力紛争後の賠償問題は、講和条約などの特別な合意を通じて解決されるのがほぼ一貫した慣行であったため、慣習国際法のみを根拠に賠償の判断をした事案は見られなかった。第2次世界大戦後以後の国際武力紛争でも、講和条約を含む国家間の法的・政治的な合意、国連安保理決議の文書等の中で、賠償の有無や賠償範囲を認定し、場合によっては賠償請求権の放棄を約束することなどを通じて賠償問題を処理してきた⁷⁸⁾。賠償をめぐる事後的に生じる紛争は、それらの文書を解釈することで解決された。したがって、武力行使禁止原則に違反した国の賠償義務を定める明文の規則は存在せず⁷⁹⁾、そのような内容

(Stevens & Sons, 1968), p. 767; Luan Low and David Hondgkinson, “Compensation for Wartime Environmental Damage: Challenges to International Law after the Gulf War,” *Virginia Journal of International Law*, Vol. 35 (1995), pp. 412-413, 456; S. Boelaert-Suominen, “Iraqi War Reparations and the Laws of War: a Discussion of the Current Work of the United Nations Compensation Commission with Specific Reference to Environmental Damage during Warfare,” *Zeitschrift für Öffentliches Recht*, Vol. 50 (1996), p. 308; Christopher Greenwood, “International Humanitarian Law and Laws of War,” *Commemoration of First Hague Peace Conference of 1899*, pursuant to UN GA Res.52/154 of 15 December 1997 and UN Doc.A/C.6/52/3 (The Hague, 1999), p. 15, para. 34; Stuart Casey-Maslen, *Jus ad Bellum: The Law on Inter-State Use of Force* (Bloomsbury Publishing, 2020), p. 125.

76) UN General Assembly, *Definition of Aggression*, UN Doc. A/RES/3314 (14 December 1974), Annex, Art. 5.

77) Eric V. Koppe, “Compensation for War Damage Resulting from Breaches of Jus ad Bellum,” in Andrea de Guttry *et al.* (eds.), *The 1998-2000 Eritrea-Ethiopia War and Its Aftermath in International Legal Perspective: From the 2000 Algiers Agreements to the 2018 Peace Agreement* [2nd edition] (Springer, 2021), pp. 520-521.

78) たとえば、第2次世界大戦後には講和条約が複数締結された。またイラクによるクウェート侵攻の後には、イラクを非難し、イラクの賠償責任とその範囲を明示する安保理決議 (UN Docs. S/RES/686 (2 March 1991); S/RES/687 (8 April 1991)) が採択されている。

79) Andrea Gattini, “The UN Compensation Commission: Old Rules, New Procedures on War Reparations,” *European Journal of International Law*, Vol. 13, Iss. 1 (2002), p. 162. 他方で、同じく戦後賠償の問題が生じる国際人道法違反については、ハーグ陸戦規則3条、ジュネーブ4

の慣習国際法が存在するかも明確ではない⁸⁰⁾。

そのため、武力行使禁止原則に違反した国が賠償義務を負うという原則は *lex lata* ではなく *lex ferenda* にとどまる、という指摘もある⁸¹⁾。フィッツモーリス (G. G. Fitzmaurice) は、*jus ad bellum* 違反の結果として生じたすべての損害について法的責任を負うという原則を確立することは有用であると認めつつも、賠償の内容や方法を具体的に規定する必要があるため、常に条約によって規制されなければならない問題であり続けるという⁸²⁾。

加えて、武力行使禁止原則の違反国に「完全な賠償」を求めることに対しては、そうすることでかえって問題のある帰結が生じうるという批判もなされている。第1に、武力行使禁止原則 (*jus ad bellum*) 違反によって生じた損害への完全な賠償義務が国際人道法 (*jus in bello*) を遵守するインセンティブを削ぐ可能性がある。武力行使禁止原則に違反して戦争を開始した国は、国際人道法を遵守して交戦に従事したとしても、それによって生じた損害の賠償義務から逃れられないことになる。その場合に国際人道法を遵守

条約 (第1条約51条、第2条約52条、第3条約131条、第4条約148条)、ジュネーブ諸条約第1追加議定書91条が違反国の賠償義務を包括的に定めるものと解される。また ICRC も、慣習国際人道法の規則150において、「国際人道法違反の責任を負う国は、生じた損失または損害に対して、完全な賠償を行うことが求められる」と明記した (ICRC, Jean-Marie Henckaerts & Louise Doswald-Beck (eds.) *Customary International Humanitarian Law, Vol. I—Rules* (Cambridge University Press, 2005), p. 537)。国際人道法違反により生ずる国際責任を検討したものとして、大森正仁「国際責任法理論と戦争法・武力紛争法—ディオニシオ・アンツイロツティの貢献—」『世界法年報』20号 (2001年) 58-76頁; 萬歳『前掲書』(注74) 192-198頁を参照。

80) 後述するエリトリア・エチオピア請求権委員会 (EECC) でも同様に、*jus ad bellum* 違反に対する賠償の検討にあたって、一般国際法上の国家責任法を *jus ad bellum* 違反に適用した先例が見られないことを指摘している (EECC, *Decision 7: Guidance Regarding Jus ad Bellum Liability* (27 July 2007), United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XXVI, pp. 17-20, paras. 21-31)。また、同様の問題関心から出発して武力行使禁止原則の違反国が賠償を行う慣習国際法上の義務があるかを詳細に検討したものとして、Elisabeth Günnewig, “The Duty to Pay Reparations for the Violation of the Prohibition of the Use of Force in International Relations and the *Jus Post Bellum*,” in Claus Kreß and Robert Lawless (eds.) *Necessity and Proportionality in International Peace and Security Law* (2020), pp. 443-455.

81) Koppe, *supra* note 77, p. 521.

82) Gerald Gray Fitzmaurice, “The Juridical Clauses of the Peace Treaties,” *Recueil des Cours*, Vol. 73 (1948), pp. 325-326.

する理由があるのかに疑問が呈されている⁸³⁾。第2に、加害国の支払い能力を超えた「壊滅的な金銭賠償」の義務を課すことになりうる⁸⁴⁾。そうすると加害国の経済状況を悪化させることになり、加害国の国民の困窮に繋がるのではないか、という懸念がある。

(2) 先例の分析: エリトリア・エチオピア請求権委員会

上述のように、武力紛争後の賠償問題は、講和条約などの特別な合意を通じて解決されるのがほぼ一貫した慣行であったため、慣習国際法のみを根拠に賠償の判断をした事案は見られなかった。そのような慣行の中で、賠償に関する一般法上の規則が武力行使禁止原則の違反にも及びうることを示唆する先例として、エリトリア・エチオピア国境紛争後の和平がある。

1998年に勃発したエチオピア・エリトリア国境紛争の和平条約として、2000年12月12日に「アルジェ合意」が結ばれた⁸⁵⁾。本合意の5条で、エリトリア・エチオピア請求権委員会（以下、「EECC」）の設立が決定された。EECCの任務は、一方政府による相手方政府に対する、および一方の当事国の国民（自然人と法人を含む）による相手方政府または相手方政府によって所有または支配されている団体に対する損失、損害、損傷への一切の請求であって、(a) 本件紛争と関連し、かつ、(b) 1949年ジュネーヴ諸条約を含む国際人道法の違反、または国際法のその他の違反の結果として生じたものを、

83) Markus Krajewski, "Schadensersatz wegen Verletzungen des Gewaltverbots als *ius post bellum* am Beispiel der Eritrea-Ethiopia Claims Commission," *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 72, No. 1 (2012), pp. 169-170. 同旨の指摘として、Koppe, *supra* note 77, p. 522も参照。

84) 国家責任法の分野では「壊滅的な金銭賠償 (Crippling Compensation)」の問題として論じられている。See, Martins Paporinskis, "Crippling Compensation in the Law of State Responsibility" *EJIL : Talk!* (17 May 2021), available at: <https://www.ejiltalk.org/cripling-compensation-in-the-law-of-state-responsibility/>.

85) *Agreement between the Government of the State of Eritrea and the Government of the Federal Democratic Republic of Ethiopia for the resettlement of displaced persons, as well as rehabilitation and peacebuilding in both countries, adopted* (on 12 December 2000), 2138 U.N.T.S. 93.

拘束力ある裁定によって決定することである。請求の1つとしてエチオピアが武力行使禁止原則違反についての請求を行った。EECCは2005年の部分裁定において、EECCが*jus ad bellum*違反についても裁定する管轄権を有すること⁸⁶⁾、国連憲章2条4項違反があること、およびその違反によって生じた損害に対して金銭賠償を支払う義務を負うこと⁸⁷⁾を確認した。その後、2007年の決定7⁸⁸⁾で訴訟の指針を示して、2009年の最終裁定 (final award)⁸⁹⁾で賠償に計上される具体的な損害を認定した⁹⁰⁾。

(i) 決定7 (Decision 7: Guidance Regarding *Jus ad Bellum* Liability)

2007年の決定7では、最終裁定に先立ち、金銭賠償の範囲を認定するための指針が論じられた(1-4段落)。特に賠償範囲が問題となり、金銭賠償は国際法に違反する行為と十分に因果関係がある損害についてのみ与えられようとしたうえで(7段落)、因果関係の有無を認定する方法に議論があることから、最終裁定でこの問題を検討することとした(20段落)。

これに引き続いて、*jus ad bellum*の責任を評価する際に関連する考慮事項として、先例である第1次世界大戦、第2次世界大戦、イラクによるクウェート侵攻後の賠償を検討している。これらの先例はいずれも、講和条約や安保理決議によって賠償に関する特別な規定が設けられたものである(21-31段落)。だがクウェート侵攻後の場合とは異なり、本件に対するどの安保理

86) EECC, *Partial Award: Jus Ad Bellum Ethiopia's Claims 1-8* (19 December 2005), United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XXVI, p. 463, para. 5. EECC 部分裁定の邦語評釈として、根本和幸「<判例研究>エリトリア・エチオピア武力行使の合法性に関する事件」『上智法学論集』51巻2号(2007年)173-187頁を参照。なお、アルジェ合意では*jus ad bellum*違反に関する管轄権への明示的な合意が見られないことから、管轄権の有無を慎重に決定すべきであったという批判もある。この批判については、Christine Gray, "The Eritrea/Ethiopia Claims Commission Oversteps Its Boundaries: A Partial Award?" *European Journal of International Law*, Vol. 17, No. 4 (2006), pp. 704-707, 720-721を参照。

87) EECC, *Partial Award: Jus Ad Bellum Ethiopia's Claims 1-8*, *supra* note 86, p. 467, para. 16.

88) EECC, *Decision 7: Guidance Regarding Jus ad Bellum Liability*, *supra* note 80.

89) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40.

90) EECCにおける請求手続きについては、EECC, *Rules of Procedure* (1 October 2001); 根本「前掲論文」(注86)176頁を参照。

決議も、紛争の責任をいずれの当事国にも負わせていない(31段落)。EECCは、金銭賠償が可能な損害の範囲を定義する国際法規則を変更することではなく、また変更することができなかった(32段落)。

(ii) 最終裁定—エチオピアの請求 (Final Award – Ethiopia’s Damages claims)

最終裁定では、EECCはホジュフ工場事件が提示する「完全な賠償」義務、およびこれを基礎としたILCの国家責任条文31条に留意していることを確認したうえで(24-25段落)、国際違法行為と十分に因果関係がある損害についてのみ賠償が認められ、因果関係があるかどうかは「近因性(proximate cause)」によるものとし、この基準の充足性を評価するために、ある損害が合理的に予見可能であったかを重視した(39段落)。

具体的な損害の評価においてEECCは、*jus ad bellum* および *jus in bello* の違反が主張され、*jus in bello* の違反が十分に証明されない行為によって生じた損害について、*jus ad bellum* の違反のみを根拠に賠償を認めている。たとえば国内避難民について、EECCは、「*jus ad bellum* の違反を近因として移動させられた国内避難民に金銭賠償の根拠を与えるのは *jus ad bellum* に固有の役目である」という(322段落)。またEECCは、*jus in bello* に違反する砲撃を行ったと証明されなかった文民の死傷であっても、エリトリアが *jus ad bellum* 上の責任を負っている地域での砲撃や発砲によって生じた結果であり、エチオピアが因果関係を証明できたものについては、金銭賠償を命じた(334、349段落)。*jus in bello* 違反が示されなかった他の損害についても同様に、*jus ad bellum* 違反行為との因果関係が示されたものに対しては賠償を命じた⁹¹⁾。他方で、エチオピアの兵士の死傷については、アル

91) たとえば *jus in bello* 違反が示されなかった文民の財産への金銭賠償(350-356段落(住居)・357-378段落(公共の建造物とインフラ)・380-386段落(宗教施設)・387段落(サランベッサ地区))、使用自体の国際法違反が立証されなかった地雷による死傷への金銭賠償(388-393段落)、政府が被った損害への金銭賠償(410-420段落)、合法的攻撃目標とされたメケレ空港の攻撃で被害を受けた民間旅客機の損害や死傷への金銭賠償(426-427段落)、武力紛争の開始に

ジェ合意の5条1項が「軍事作戦の費用」から生じる請求は国際人道法の違反を伴う場合を除いてEECCの審理対象としないという明文の規定を置いていることから、*jus ad bellum* 違反に基づく賠償の対象とはされていない(322段落)。

(iii) 小括

以上で紹介したEECCの裁定から、次の2点に分かる。第1に、EECCはエリトリアの*jus ad bellum* 違反に対する賠償義務を裁定する際に、ホジュフ工場事件で定式化された「完全な賠償」を行う義務、および同じ内容の義務を提示するILC国家責任条文31条を参照している。また実際の結論を見ても、国際違法行為と十分因果関係が認められる範囲で賠償義務を認めていることから、慣習国際法上の国家責任法と相違ない基準に沿っていると評価できる。

第2に、国際人道法が規定しない行為、国際人道法の違反が十分に証拠づけられなかった行為、または国際人道法によって正当化される行為の結果として生じた損害であっても、エリトリアによる当初の*jus ad bellum* 違反との因果関係が示された場合には賠償義務が生じることを認めている。EECCは、先に国際人道法違反に基づく賠償を審査し、そこで賠償が認められなかった請求についてのみ、次いで*jus ad bellum* 違反に基づく賠償が与えられないかを審査した。こうすることで、*jus ad bellum* 違反を根拠とする請求を、国際人道法違反が認定されなかった請求を補完するように用いている。

2. 2022年賠償判決において武力行使禁止原則違反に適用された規則

ICJは、2022年賠償事件に先立って2005年に下された「コンゴ領域内における武力活動事件本案判決」(以下「2005年本案判決」または「本件本案判決」)

よって国際線のサービスを終了したエチオピア航空の1年間の逸失利益(451段落)・エリトリア銀行口座へのアクセスを与えなかったこと(454-455段落)に対する金銭賠償、および国内避難民の復興と援助に使った金銭の補償(470-479段落)などを命じている。

において、「国際違法行為の責任を負う国は、その行為によって生じた損害に対して完全な賠償を負う義務を負うことが、一般国際法において十分に確立している」と確認して、ウガンダがコンゴ(DRC)に行った国際違法行為によって引き起こされた損害への賠償義務を認定した⁹²⁾。

2022年賠償判決でも ICJ は、「責任国は、国際違法行為によって生じた損害に完全な賠償を行う義務を負う」と定める ILC 国家責任条文の31条を引用し、完全な賠償を行うことが慣習国際法上の義務であることを確認している(69-70段落)。

また、同様の原則を具体的な損害を評価する部分でも繰り返している。たとえば生命の喪失を検討する文脈では、ウガンダが占領国としての義務を果たさなかったこと、および不法な軍事介入により国連憲章2条4項に定められた武力行使の禁止に違反したことを挙げ、「当裁判所は、これらの国際違法行為(ces … faits/ these … acts)によって引き起こされた生命の喪失は、原則としてウガンダが完全な賠償を行う義務を生じさせるものであることを再確認する」と述べている(145段落)⁹³⁾。さらに住民の移動を検討する際には、ウガンダが賠償する義務を負う行為が、「たとえ国際人道法または国際人権法の下での義務違反を伴わずとも、ウガンダの *jus ad bellum* 違反と十分に直接的でかつ一定の因果関係がある移動の事案も含まれる」と判断した(214段落)。

なお兵士に生じた損害に対する請求については「証拠不十分としてコンゴ民主共和国による請求を棄却し、したがってこの請求に関連する他のいかなる疑問についても取り扱わない」こととして(165段落)、判断を避けている。

92) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 257, para. 259.

93) また、人々に与えた傷害を検討する部分における同様の判示として、同判決の173段落(*Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, *supra* note 1, p. 73)も参照。

3. 議 論

(1) 武力行使禁止原則の違反に対する賠償で適用される規則

このように2022年賠償判決は、EECCの判断を相当程度参照しつつ、武力行使禁止原則に違反する行為によって生じる賠償義務の判断において、慣習国際法としての国家責任法と相違ない規則が適用されることを確認した。まず、「完全な賠償」原則が「一般国際法として十分に確立された」という本案判決を賠償判決でも繰り返し（100段落）、武力行使禁止原則に違反した国の完全な賠償義務が慣習国際法上の規則として確立していることを確認している。また賠償義務の範囲について、違法行為との間に十分な因果関係がある損害のみが対象であることを確認し（93段落）、武力行使禁止原則違反もこの例外ではないことが読み取れる（145、214段落）。

(2) 「*Jus ad Bellum*」と「*Jus in Bello*」の関係

以上の結論には、「*jus ad bellum*と*jus in bello*の関係」という点で明らかにすべき点がある。ICJの結論は、武力行使禁止原則の違反に完全な賠償を義務付けるものであった。そうすると、不法に戦争を開始した側の当事国は、国際人道法の遵守の有無にかかわらず与えた損害に対して完全な賠償義務を負うことになる。これに対して、国際人道法を紛争当事国に平等に適用するという伝統的な捉え方⁹⁴⁾を「修正」して加害国と被害国を非対等に扱うものであり⁹⁵⁾、武力紛争法の秩序を崩壊させることに繋がらないか、という懸念がありうる⁹⁶⁾。

94) Sir Hersch Lauterpacht, "The Limits of the Operation of the Law of War," *British Year Book of International Law*, Vol. 30 (1953), p. 212; 真山全「現代における武力紛争法の諸問題」村瀬信也ほか編『武力紛争の国際法』（東信堂、2004年）6頁; Nils Melzer, *International Humanitarian Law: A Comprehensive Introduction* (ICRC, 2019), p. 17.

95) 「修正主義」は法哲学の正戦論の文脈で提示された立場であり、論者は侵略者を強盗になぞらえて侵略国の兵士と非侵略国の兵士は道徳的に対等ではないと主張して、伝統的な国際人道法の平等適用に異議を唱える。Jeff McMahan, *Killing in War* (Clarendon Press, 2009), p. 82.

96) Eliav Lieblich, "The Humanization of *Jus ad Bellum*: Prospects and Perils," *European Journal of International Law*, Vol. 32, Iss. 2 (2021), p. 581.

しかし2022年賠償判決は、*jus ad bellum* 違反と *jus in bello* 違反の帰結を分離して、両者の関連性を否定しているがゆえに、*jus in bello* 違反がなくとも *jus ad bellum* 違反さえあれば賠償義務が発生するという結論に至っているに過ぎない⁹⁷⁾。ここで否定されるのは国際人道法の平等適用論ではなく、「国際人道法に合致すればあらゆる交戦行為が正当化される」という観念である。この「正当化モデル」を擁護するアブラハム (H. Abraham) は、不法行為に基づく賠償請求権の根拠から *jus ad bellum* 違反を除外するべきだと主張する⁹⁸⁾。だが、国際人道法の多くの規則は禁止される戦闘行為を「ネガティブ・リスト」形式で列挙し⁹⁹⁾、それ以外の方法で行動する自由を残すという構造にある¹⁰⁰⁾。したがって、国際人道法に違反すれば国際法違反と評価されるが、国際人道法に合致していることは合法を推定させるにとどまり¹⁰¹⁾、すでに生じている武力行使禁止原則への違反を正当化する根拠にはならない。そうではなく、*jus ad bellum* と *jus in bello* を厳格に分離したうえで、両法がある武力紛争について異なる側面から同時に規律しており、いずれか

97) このことは、国際人道法の違反を伴わずとも *jus ad bellum* 違反と因果関係があれば賠償義務が生じるとした2022年賠償判決の214段落 (*Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, *supra* note 1, p. 85) によく表れている。なお、本段落は住民の移動の文脈であるが、ICJはここでEECCのエチオピアによる請求に関する最終裁定 (EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40, p. 731, para. 322) を引用している。そしてEECCが住民の移動に限ることなく、多くの請求について *jus in bello* 違反を伴わずとも *jus ad bellum* 違反行為との因果関係が示された損害に対する賠償を命じていることは先述のとおりである (→II-1-(2)-(ii))。

98) Haim Abraham, "Tort Liability for Belligerent Wrongs," *Oxford Journal of Legal Studies*, Vol. 39, Iss. 4 (2019), p. 826-827.

99) 同様の指摘として、岩本誠吾「自衛隊と国際法の関係性の変遷——自己抑制と法的ズレを超えて」『産大法学』55巻2号(2021年)227-228頁; Joji Okuhira, "A Study on Regulations Governing Military Actions", *NIDS Security Reports*, Vol. 9 (2008), p. 122.

100) Christopher Greenwood, "The Relationship between *ius ad bellum* and *ius in bello*," *Review of International Studies*, Vol. 9, No. 4 (1983), p. 228.

101) この推定は、たとえば「国家に求められるのは、国際法が禁止している制限を超えて行動しないことである」と判断したローテュス号事件常設国際司法裁判所判決から導かれる。See, *Affaire du « Lotus » (France c. Turquie)*, arrêt, C.P.J.I. Série A, No. 10, 1927, pp. 18-19; *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, advisory opinion*, I.C.J. Reports 1996, *Separate Opinion of Judge Guillaume*, pp. 291-292.

一方に違反すれば国際法違反を構成するのだと理解されるべきである¹⁰²⁾。

もともと、国際人道法の中には特定の行為を積極的に容認する規則も存在する。たとえばジュネーブ第4条約（文民条約）の49条は、「住民の安全又は軍事上の理由のため必要とされるときは、一定の区域の全部又は一部の立ちのきを実施することができる」と定める。こうした国際人道法が正当化しているように見える行為によって生じた結果であっても、同様に *jus ad bellum* 違反によって生じた損害とみなしうるのだろうか。

EECC は、「1999年2月からエチオピアの砲撃による住民への危険性が増大したことによって、[エチオピア住民の] 国内避難民キャンプへの集団移転が正当化され」という主張を受け入れ、49条違反の主張を棄却した¹⁰³⁾。それにもかかわらず、「*jus ad bellum* 違反の直接的でかつ予見可能な結果であった」ために賠償義務を命じている¹⁰⁴⁾。このように EECC は、国際人道法規則が積極的に容認する行為であっても正当化することなく、*jus ad bellum* 違反との因果関係を認定している。そして ICJ も、この EECC の判断を引用しており¹⁰⁵⁾、同様の理解に立つものと思われる。

さらに問題となるのは、国際人道法のもとで正当な攻撃目標とされている兵士や軍用物が被った損害も完全な賠償義務の範囲に含まれうるかどうかである。正戦論の文脈において、防衛戦争を戦う兵士が被害者となりうるのが議論されてきた¹⁰⁶⁾。上述のような *jus ad bellum* と *jus in bello* の「同時

102) *Jus ad bellum* と *jus in bello* の同時適用原則については、新井京「侵略戦争における国際人道法の平等適用——ロシア・ウクライナ戦争からの示唆」『人道研究ジャーナル』12巻（2023年）42-43頁を参照。

103) EECC, *Partial Award - Central Front - Ethiopia's Claim 2* (28 April 2004), United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XXVI, p. 180, para. 68.

104) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40, p. 731, para. 321.

105) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, *C.I.J. Recueil 2022*, *supra* note 1, p. 85, para. 214.

106) 兵士の対等性を強調して、たとえ防衛戦争を戦う者であっても被害者とはなり得ないという見解として、Michael Walzer, *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations* [5th edition] (Basic books, 2015), pp. 36-37。これに対して、修正主義に立ち防衛戦争を戦う兵士は無辜の犠牲者であり続けると論じるものとして、McMahan, *supra* note 95, p. 82。

適用原則」を踏まえると、国際人道法のもとで合法的な攻撃目標とされている兵士に生じた損害であっても、*jus ad bellum* 違反との因果関係が認められるのであれば賠償範囲に含まれることになるかもしれない¹⁰⁷⁾。

だが、武力行使禁止原則に違反する行為の結果として兵士に生じた損害を賠償の対象として認めた実行はない。2022年賠償判決において、コンゴ(DRC)軍隊の兵士や財産に生じた損害に対する賠償請求は、証拠が十分に示されていないことを理由に棄却されている(164、256段落)。またEECCも *jus in bello* 違反を伴わずに兵士に生じた損害を審理の対象外としたが、これはアルジェ合意の5条1項が「軍事作戦、軍事作戦の準備又は武力行使の費用に起因する請求を、それらの主張が国際人道法の違反を含む範囲である場合を例外として、審理しない」と定めたことによる¹⁰⁸⁾。双方とも、兵士が被った損害が賠償の対象となる法的な可能性を肯定も否定もすることなく、判断を避けたものと評価できる。

このように、理論的には *jus ad bellum* 違反と因果関が認められるのであれば兵士が被った損害も賠償範囲に含まれる可能性も残されているといえるだろうが、実行上は依然として明らかでない。自衛戦争を戦う兵士が受けた被害にも侵略国の賠償義務が及ぶかどうかについては、さらなる理論的な検討が望まれると同時に、今後の実行にも注目する必要がある。

(3) 「同時適用」が国際人道法遵守のインセンティブを削ぐ可能性

この *jus ad bellum* と *jus in bello* の「同時適用」に対しても、不法な侵略者が「紛争後に自国が負う責任範囲を限定する根拠として〔国際人道〕法を遵守したことに依拠できないならば、紛争中に〔国際人道〕法を遵守する理由があるのか」¹⁰⁹⁾ という疑問が呈されている¹¹⁰⁾。

107) Liebllich, *supra* note 96, pp. 596–599.

108) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40, p. 735, para. 338.

109) Veijo Heiskanen and Nicolas Leroux, “Applicable Law: *Jus Ad Bellum*, *Jus in Bello*, and the Legacy of the UN Compensation Commission,” in Timothy J. Feighery *et al.* (eds.), *War Reparations and the UN Compensation Commission: Designing Compensation After*

だが *jus ad bellum* 違反国が完全な賠償の責任を負うとしても、国際人道法を遵守するインセンティブは残存する。第1に、*jus ad bellum* 違反によって支払う賠償額の方が、国際人道法違反によって支払う賠償額よりも少額となる傾向がある。EECC の裁定では、*jus ad bellum* 違反による損害が十分に証明されなかったため、賠償額が少額にとどまった¹¹¹⁾。2022年賠償判決において原告のコンゴ (DRC) は、国際人道法違反による死亡への請求と国際人道法違反によらない死亡に対する請求を区別し、前者に対しては類似する刑事事件に関連する民事裁判例での賠償額を参考にしつつ、1人あたり34,000米ドルを請求した¹¹²⁾。他方で後者に対しては、平均年齢や GDP を参考に予想される平均収入を計算して、1人あたり18,913米ドルの請求にとどまっている¹¹³⁾。ただし、*jus ad bellum* 違反に基づく賠償額が *jus in bello* 違反に基づく賠償額よりも少なくとどめるべき必然性があるのか否かは、さらなる検討を要する問題である。

第2に、両法に期待される法的帰結の相違がある。国際人道法違反の帰結としては、違反国の賠償義務に加えて、戦争犯罪の責任を負う個人を訴追することが重要である¹¹⁴⁾。対して *jus ad bellum* 違反によって刑事責任を負う個人は限定的である。そのため、個人が訴追を免れるという動因は、たとえ

Conflict (Oxford University Press, 2015), p. 77.

110) アブラハムも同様に、「*jus ad bellum* の違反はその後一切の損害を与えることが不当であることを意味する」という見解に反対する理由の1つとして、*jus in bello* を遵守するインセンティブを喪失させうることを挙げたうえで、「*ad bellum* において不正な戦争に従事した場合であっても、*ad bellum* において不正な国によって与えられたすべての損失が不法であり、ゆえに金銭賠償の義務が存在するという結論が導かれるわけではない」と論じている (Abraham, *supra* note 98, p. 826, fn. 64)。また EECC もこの論点を取り上げている (EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims, supra* note 40, pp. 729-730, para. 316)。

111) *Ibid.*, p. 730, para. 317; pp. 768-770.

112) *Activités Armées sur le Territoire du Congo (République Démocratique du Congo c. Ouganda), Deuxième Phase (Question des Réparations), Mémoire de la République Démocratique du Congo* (Septembre 2016), available at: <https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/116/116-20160901-WRI-01-00-FR.pdf>, pp. 226-227, paras. 7.05-7.08 ; p. 230, para. 7.12.

113) *Ibid.*, p. 228, paras. 7.09 ; pp. 230-231, para. 7.14.

114) Greenwood, *supra* note 100, p. 227.

jus ad bellum の違反によって加害国がもたらす一切の危害への賠償責任を負うとしても維持される¹¹⁵⁾。

第3に、実際問題として各国が実際に国際人道法を一切無視するとは考え難い。ほとんどの国は武力行使に際して一応の正当化を図る¹¹⁶⁾。また、国際人道法を遵守して戦闘に従事することは、それ自体が国家の正当性のアピールにもなる。自ら *jus ad bellum* 違反を認めて、国際人道法の遵守を真っ向から否定するような状況はあまり想定されないだろう¹¹⁷⁾。

以上のように、*jus ad bellum* 違反国が完全な賠償の責任を負うとしても、国際人道法を遵守する経済的利益は残り、国際人道法を遵守する戦闘員は依然として刑事訴追を免れる特権を享受することができる。また、交戦国が自国の不正義を認めるとは考え難い。したがって、*jus in bello* を遵守するインセンティブがなくなるわけではないだろう。

(4) 「壊滅的な金銭賠償」の懸念

最後に、莫大な戦後賠償の請求が、加害国の経済状況を悪化させ、その国民の生活を困窮させることが懸念される。1996年に ILC が作成した国家責任条文草案¹¹⁸⁾ の42条3項には「賠償は、国の人民からその生存のための手段を奪う結果をもたらしてはならない」という規定が置かれたが、後に削除された¹¹⁹⁾。

115) Miles Jackson and Dapo Akande “The Right to Life and the *Jus ad Bellum*: Belligerent Equality and the Duty to Prosecute Acts of Aggression,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 71, No. 2 (2022), p. 459.

116) たとえばロシアのプーチン大統領も、2022年の「特別軍事作戦」に際して、自国の措置を正当化する演説を行った。President of Russia “Address by the President of the Russian Federation” (24 February 2022), available at: <http://en.kremlin.ru/events/president/news/67843>.

117) Jackson & Akande, *supra* note 115, pp. 457-458.

118) ILC, *Draft Articles on State Responsibility with Commentaries thereto Adopted by the International Law Commission on First Reading* (1997), p. 277.

119) ILC による起草過程の批判的検討として、Martins Paparinskis, “A Case Against Crippling Compensation in International Law of State Responsibility,” *Modern Law Review*, Vol. 83 (6) (2020), pp. 1253-1263. また同様の問題を論じるものとして、Martins Paparinskis, “Crippling

EECCは、多額の賠償額が責任を負う国の国民に深刻な損害を与えることで自由権規約および社会権規約1条2項に反する可能性に言及した¹²⁰⁾。両項は「人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない」と定めている。社会権規約委員会是一般意見8において、国家に経済制裁を科すことが人民の生存のための手段に悪影響を与える可能性を指摘した¹²¹⁾。同様の解釈から、国家に過度な賠償金を負担させることが人民の生存のための手段を害するものであってはならないという主張も説得的に思われる。

ICJは2022年賠償判決で、このEECCの言明を引用した¹²²⁾。ただしICJは、「裁定総額および支払い条件は、ウガンダの支払い能力の範囲内である」ために、ウガンダの「経済状況に鑑みて課される経済的負担について考慮すべきかどうかという問題を検討する必要はない」として、法的な検討を避けている(407段落)。このように、過大な賠償額が国民生活に影響を与える可能性を、人権規約のもとで加害国の人民が享受する権利との調整により解決されることが提唱されている一方で、そのような解決を行うことが国際法のもとで義務付けられているのかは明らかでない。

Ⅲ. 適用される原則および規則

以上のように、ICJは2022年賠償判決で、武力行使禁止原則違反を含むあ

Compensation in the International Law Commission and Investor-State Arbitration” *ICSID Review*, Vol. 37, Iss. 1-2 (2022), pp. 293-301; Bernardo Mageste, “War Reparations as a Financial Burden on the Responsible State: The Congo v Uganda Case,” *QIL Zoom-in*, Vol. 95 (2022), pp. 43-58も参照。

120) EECC, *Final Award, Ethiopia’s Damages Claims*, *supra* note 40, pp. 649-650, paras. 18-22. なお、同23段落でEECCは「この状況下で当委員会は、両当事国の人権法のもとでの義務に鑑みて、裁定額への上限を付す可能性の問題を決定する必要はない」と結論付けた。

121) CESCR, *General Comment No. 8, The Relationship between Economic Sanctions and Respect for Economic, Social and Cultural Rights*, UN Doc. E/C.12/1997/8 (12 December 1997), para. 3.

122) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, *C.I.J. Recueil 2022*, *supra* note 1, p. 53, para. 110; p. 137, para. 407.

らゆる国際法違反によって生じる賠償額を裁定するにあたって、慣習法上の国家責任法と相違ない基準が適用されることを確認している。しかしその一方で、本件特有の文脈を考慮することも認められると述べているようである。以下では、判決において「一般的な検討」として判断が下された、金銭賠償の算定方法、証明責任、および因果関係という3つの問題を取り上げて議論する。

1. 金銭賠償の形態と金額

(1) 衡平の考慮

2022年賠償判決は、「証拠によって示された可能な範囲内で、衡平の考慮 (considérations d'équité/equitable considerations) も勘案して、[賠償額を] 包括的に合算する形 (la forme d'une somme globale/the form of a global sum)¹²³⁾ で金銭賠償を与えることができる」とした(106段落)。だが、具体的にどのような考慮をしたのかは定かでない。

ここでの「衡平」とは、ICJ 規程38条2項に示される「衡平および善 (*ex aequo et bono*)」ではなく、実定国際法を適用する中で考慮される「法の中の衡平 (*equity infra legem*)」である¹²⁴⁾。ILC は、「金銭賠償が与えられる損害の適切な項目、および定量化において適用される評価の原則は、……衡平かつ受け入れられる結果に到達するための配慮によって変わりうる」とい

123) なお、2022年賠償判決では仏語(正文)の« globale »を“global”と英訳しているが、2018年の国際司法裁判所国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決においては、後述するように、« une évaluation globale »という仏語(正文)に“an overall assessment”という訳語をあてている (*Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2018, supra note 15, p. 37, para. 78)。

124) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, supra note 1, *Separate opinion of Judge Iwasawa*, p. 193, para. 6. 1986年の国境紛争事件においてICJは「法の中の (*infra legem*) 衡平」「法の外 (*praeter legem*) 衡平」「法に反する (*contra legem*) 衡平」の3類型を用いている (*Différend frontalier (Burkina Faso/République du Mali)*, arrêt, C.I.J. Recueil 1986, pp. 567-568, paras. 27-28)。裁判所が法の欠缺を補充するために衡平に依拠してきたことを論じるものとして、江藤淳一「国際法における欠缺補充の法理」『世界法年報』25号(2006年)75-79頁も参照。

う¹²⁵⁾。実際に国際裁判でも、金銭賠償の対象や金銭賠償の額を認定するために、衡平が考慮されてきた。

2012年のディアロ事件賠償判決においてICJは、賠償額の決定が衡平の考慮に基づいて行われることを認めている。たとえばディアロ氏の個人財産の損失について、ギニアが55万米ドルを請求した¹²⁶⁾。だがICJは、ギニアが失われた財産の価値を証明する証拠を提出していないため、ディアロ氏に何らかの物質的な損害が生じたことは認める一方で、この項目につきギニアが主張する多額の合計金額を受け入れるのは合理的ではなく、「衡平の考慮に基づいて」賠償額を査定するのが適切だとして、金銭賠償額を10,000米ドルと査定した¹²⁷⁾。

この判断をする際にICJは、欧州人権裁判所や米州人権裁判所など、他の裁判所が同様のアプローチを採用したことを指摘している。欧州人権裁判所のLupsa対ルーマニア事件(2006年)では、申立人が強制送還されることで被った損害を精確に算定することはできないと考えたうえで、すべての証拠を考慮し、衡平の原則(equitable basis)に基づいて裁定した¹²⁸⁾。米州人権裁判所のChaparro Alvarez and Lapo Iniguez対エクアドル事件(2007年)においても、請求金額の根拠を証明する証拠が不十分であるとして、衡平を考慮して賠償額を認定している¹²⁹⁾。

損害額を証明する十分な証拠が原告や申立人によって提出されていない場合には、証拠に基づく厳格な法の適用によっては結論が導けない。このように、損害の存在自体には疑義がないが、損害額を裏付ける証拠が不足してい

125) ILC, *Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. II, Part Two, *supra* note 59, p. 100, para. 7 (Article 36).

126) *Ahmadou Sadio Diallo (indemnisation)*, C.I.J. *Recueil* 2012, *supra* note 17, p. 330, para. 10.

127) *Ibid.*, pp. 337-338, paras. 32-33, 36.

128) *Lupsa v. Romania*, application No. 10337/04, judgment of 8 June 2006, *ECHR Reports* 2006-VII, paras. 70-72.

129) *Chaparro Alvarez and Lapo Iniguez v. Ecuador*, judgment of 21 November 2007 (preliminary objections, merits, reparations and costs), IACHR, Series C, No. 170, paras. 240, 242.

るときに、当該事案を取り巻く特定の状況など¹³⁰⁾、提出された証拠以外の事情も考慮して賠償額を決めるために衡平に言及しているようである。

衡平を考慮することにより、証拠の不確実で不精確さが残る部分について裁判所が金銭賠償額を認定するための指針となることができる¹³¹⁾。2022年賠償判決も、ほぼすべての項目について、原告の証明が不十分であった。それを補うために衡平の考慮を導入して、原告が提出する証拠以外の様々な情報源に依拠している。

(2) 「証拠により示された可能性のある範囲内」での賠償

関連して、本件賠償判決で「証拠により示された可能性のある範囲内において」と示される部分(106段落)も、証拠の不足を補うために裁判所が導入した法理だと捉えることができる。先例を見ると、EECCもこの概念を導入している。

EECCによると、すでに被告による国際法の重大な違反が存在することを確認した賠償段階において、そのような違反に対する適切な賠償額を認定しなければならないが、証拠が不確実あるいは不明瞭であることも多い。EECCの判断するところでは、そのような場合に、たとえその過程で推定や憶測までもが必要であったとしても、「証拠により示された可能性のある範囲内で」賠償額の認定を行わなければならない¹³²⁾。このときにEECCは、それほど厳格ではない証明度(standard of proof)を採用する反面で、そのトレード・オフとして、低い証明度から生じる不確実性とのバランスをとるために、金銭賠償の水準を引き下げたものとしている¹³³⁾。

EECCも触れているように、証明度を低くする慣行はもともと、集団請求

130) Catharine Titi, *The Function of Equity in International Law* (Oxford University Press, 2021), p. 193.

131) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, supra note 1, *Separate Opinion of Judge Robinson*, p. 177, para. 30.

132) EECC, *Final Award, Eritrea's Damages Claims*, supra note 12, p. 528, para. 37.

133) *Ibid.*, pp. 528-529, para. 38.

(mass claims) において導入されたものである。UNCC は暫定規則で証拠についての規則を設けて、避難民には出国の事実と日付が分かる文書のみを、個人にも傷害や死亡の事実と日付が分かる文書の提出のみを求め、いずれも実際の損失額を記載した文書を要求しないなど、証明度を緩めている¹³⁴⁾。スイスにおける休眠口座のための請求権処理裁判所が、何が「もっともらしい (plausible)」かという基準に基づいて事実を認定する「緩和された証明度 (relaxed standards of proof)」という概念を新たに導入した¹³⁵⁾。その他の請求プロセスにも、文言は異なる場合もあるが、実質的には同様の緩和された証明度を含めている¹³⁶⁾。

EECC も集団請求の手続きを設けており、被告による国際法違反が証明された場合、ランダムサンプリングによって証明に不十分な証拠の割合が確認され、その割合に応じて賠償額を減額することで裁定する、という規則を設けている¹³⁷⁾。だが EECC は、国家間請求であるために本規則が適用されない「エリトリアによる請求に関する最終裁定」においても、証明度を引き下げる反面でそのトレード・オフとして賠償額を減額した (38段落)。この判示は画期的であるが、EECC がこの手法を正当化するために先例として提示する UNCC やその他の委員会などは、いずれも集団請求手続きである。国家間請求を扱う場面でも同様の手法が採用できる法的根拠は説明されていない。

そして2022年賠償判決で ICJ は、「証拠により示された可能性のある範囲

134) UN Security Council, *Decision taken by the Governing Council of the United Nations Compensation Commission at the 27th meeting, sixth session, held on 26 June 1992*, UN Doc. S/AC.26/1992/10 (26 June 1992), Annex, *Provisional Rules for Claims Procedure*, Article 35 (2).

135) *Rules of Procedure for The Claims Resolution Process*, adopted on 15 October 1997, Article 22.

136) Howard M. Holtzmann and Edda Kristjánsdóttir, “Procedures for Conducting the Claims Process” in H. M. Holtzmann and E. Kristjánsdóttir (eds.) *International Mass Claims Processes: Legal and Practical Perspectives* (Oxford University Press, 2007), p. 212.

137) *Eritrea – Ethiopia Claims Commission Rules of Procedure* (1 October 2001), available at: <https://pca-cpa.org/en/cases/71/>, Article 32 (3).

内において」賠償額を計上するとしうえで(106段落)、EECCがそれほど厳格でない証明度の採用から生じる不確実性を考慮して、認定される賠償額を減額したことに言及し(107段落)、本件でもそうしなければならないという見解を示している(108段落)。

ただしICJは、証明度を引き下げかわりに金銭賠償額を減額するというアプローチを正当化するために、EECCの判断を引用するにとどまっておらず、このような手法を採用することが可能である法的な根拠を示していない。またEECCもこのアプローチが正当化される説得的な理由を示していない¹³⁸⁾。先述のように、集団請求メカニズムにおいては、このようなアプローチを可能とする規則を設ける実行が複数見られる。しかし、現段階でこれが国家間請求においても適用される慣習法規則として結晶化したと評価するために十分な実行が積み重なっているというのは難しい。加えて、完全な賠償原則を厳格に適用すると、賠償額の減額を正当化できないようにも思われる。

これを正当化するために考えられる法理として、「衡平の考慮」が挙げられる。アビ・サーブ(G. Abi-Saab)は、とりわけ領域紛争において、ICJが「両当事国に最低限の満足を与えることで紛争を解決することを最優先に目指す」風潮を指摘した。そして、そのための技術の1つとして、「衡平」を十分に定義することなく用いることでケースバイケースな紛争解決を容易にする、という手法を挙げている¹³⁹⁾。可能な限り完璧な論理的解釈を通じて国際法秩序の完全性を維持することは、知的な満足は与えられるかもしれない

138) Kei Nakajima, “Fact-Finding by Trade-off: Questions of Evidence and Its Interactions with Valuation in Compensation Cases before the International Court of Justice” *Max Planck Yearbook of United Nations Law Online* (2023), p. 444.

139) Georges Abi-Saab, “Cours général de droit international public,” *Recueil des Cours*, Vol. 207 (1987), pp. 269-270; Georges Abi-Saab, “The International Court as World Court” in V. Lowe and M. Fitzmaurice (eds.) *Fifty Years of the International Court of Justice* (Cambridge University Press, 1996), pp. 11-12. アビ・サーブはこれを「和解的司法(justice transactionnelle/transaccional justice)」の傾向と呼び、この傾向は1970年代から1980年代の間で高まってきたと評価している。

が、当事国間の紛争を解決することはできない。そうではなく、当事国間の紛争解決を優先することで、国際法秩序の大義のために尽くすのだという¹⁴⁰⁾。

賠償判決においても同様に、完全な論理一貫性を犠牲にして当事国間の紛争解決を優先する必要があるために、同様の手法によって紛争を処理する要請が働く可能性がある。賠償額を算定する訴訟段階においては、国際違法行為が発生し、被告が賠償を行う義務を負うこと自体には争いがないにもかかわらず、金銭賠償が与えられない、ということが懸念される¹⁴¹⁾。十分な証拠が示されていない損害に対する賠償を否定するという処理は、たしかに論理一貫性があるかもしれないが、当事国が満足できる結果にはならない。そのため、論理的には問題があったとしても、ケースバイケースに妥当な解決策を模索することが要請される。それが2022年賠償判決では、証明度を緩和する代わりに賠償額を減額するという手法であったと評価できる。そして、このような手法を正当化するためには、「衡平の考慮」に依拠するほかないだろう¹⁴²⁾。

(3) 包括合算方式

Robinson 判事は、「ICJ がその職務において包括合算という概念を用いることには前例がない」と評価している¹⁴³⁾。以下では、包括合算方式に類する賠償額の算定手法を導入した先例を検討したうえで (→ (i))、武力紛争時に生じた損害に対する賠償における包括合算方式の導入可能性を検討し

140) *Ibid.*

141) EICC, *Final Award, Eritrea's Damages Claims*, *supra* note 12, pp. 527-528, para. 36; *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, *C.I.J. Recueil 2022, supra* note 1, pp. 51-52, para. 106.

142) 同様に、証明度の緩和と賠償金の減額の間のトレード・オフが「衡平の考慮に準ずるものであるか、その一部を構成するものでありうる」と指摘するものとして、Nakajima, *supra* note 138, p. 445.

143) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, *C.I.J. Recueil 2022, supra* note 1, *Separate Opinion of Judge Robinson*, p. 166, para. 4.

(→ (ii))、本件賠償判決の評価を行うことにする (→ (iii))。

(i) ICJにおける先例：国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決

類似した算定方法を用いたICJの判例として、2018年の国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決（以下「2018年判決」）がある¹⁴⁴⁾。2018年判決ではまず、賠償の対象となる損害を、環境損害に対する金銭賠償、およびニカラグアの違法活動の結果発生した費用および経費に対する金銭賠償の2つに分けた。そして環境損害を、修復にかかった費用、ならびに環境財および環境サービスの低下および喪失に対する費用へと二分している（42-43、86-87段落）。原告であるコスタリカは、後者の環境財および環境サービスに関して、さらに項目を細分化し、そのうちの6項目についてそれぞれ賠償額を算出して、支払いを求めた（55段落）。対して裁判所は、「具体的なカテゴリーごとに価格を算定し、あるいはカテゴリーごとに回復期間を判断するのではなく、回復するまでの間の環境財および環境サービスの低下または喪失について包括的な評価(*une évaluation globale/an overall assessment*)を行うことにより、全体として生態系の観点から環境損害を算定することが適切」だとした（78段落）。

では、いかなる場合に賠償額を包括的に算定する方式が許容されるのか。2018年判決では、金銭賠償に適用可能な法原則を確認したうえで（29-35段落）、環境損害の算定においても当該法原則に従うものとしている（53段落）。

ICJは2018年判決の35段落で、「損害の算定に関して、物質的損害の程度について十分な証拠が存在しないことが、あらゆる場合に当該損害に対する金銭賠償の算定が妨げられることにはならない」ことを確認した。この法原則を提示するために、1938年のトレイル熔鋇所事件中間判決でも参照された、米国最高裁による1931年の判決を引用している。これによると、「不法行為

144) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2018, *supra* note 15, p. 15. 本判決の和訳は、鳥谷部壤「国際司法裁判所国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決 [2018年2月2日]」『摂南法学』58号（2021年）39-122頁を参考しつつ、適宜表現を改めている。

それ自体が確実性をもって損害額を探知することを妨げるような性質のものである場合、被害を受けた者に対するあらゆる救済を否定し、それによって加害者が自身の行為をいくらか改める負担を取り除くことは、正義の基本原則の曲解である。そうした場合に、単なる推量や推測によって損害を認定することはできないとしても、証拠が損害の範囲を正当かつ合理的な推論の問題として示しているのであれば、その帰結は概算に過ぎないであろうが、それで十分だろう」¹⁴⁵⁾。

そして2018年判決で ICJ は、第1に国際法は環境損害に対する金銭賠償を算定する具体的な方法を規定しておらず、第2に各事案の具体的な状況および特徴に鑑みることが必要である、という2点を考慮して、環境損害に対する賠償額を算定するアプローチを決定している(52段落)。

まず ICJ は、原告であるコスタリカによって行われた環境財および環境サービスに生じた損害の算定手法の信憑性に疑問を呈している(76-77段落)。さらに、湿地で生じた環境損害に対する賠償額を包括的に算定する方式を導入する理由を3点あげた。第1に、包括的に算定することで、森林の伐採とその他の環境財およびサービスに生じた被害との間の相互関係を説明することができる(78段落)。第2に、湿地には、多様かつ豊かな生態系に囲まれており、様々な機能を果たしている、という特有の特徴があるために包括的な算定が必要である(79段落)。第3に、包括的に算定することで、損害を被った地域の自然再生能力を考慮できるようになる(81段落)。いずれの理由も、本件で問題となっているのが湿地に生じた環境損害である、という点に着目しているようである。

このように2018年判決では、賠償額の算定対象の状況および特徴に鑑みて、包括的な賠償額の評価が正当化されている。

145) *United States Supreme Court in Story Parchment Company v. Paterson Parchment Paper Company* (1931), 282 U.S. 555; *Trail smelter case (United States, Canada)*, *Decision of 16 April 1938*, United Nations, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. III, p. 1920.

(ii) 武力紛争で生じた損害への賠償における包括合算方式の導入

では、武力紛争時に生じた損害であるという状況や特徴からも、同様に包括合算方式が望ましいとの結論が得られるのか。2022年賠償判決では、「武力紛争の状況下で深刻な被害を受けた被害者が多数いるような事件において金銭賠償が裁定される場合、そのほとんどの事例で、それを扱う司法機関または他の機関は、入手可能な証拠に基づいて、損害のあるカテゴリーごとに包括的に裁定してきた」という認識が示された(107段落)。

その一例として、EECCの最終裁定が挙げられる。たとえばエリトリアの *jus in bello* 違反行為に起因するエチオピア文民の殺害、傷害、失踪や移動、強制労働や徴兵行為によって受けた損害について、エチオピアは4億3,472万6,251米ドルを請求した¹⁴⁶⁾。その際、本件が国家間の請求であること、被害者数が数千から数十万にのぼり、また遠隔地で発生した事件も多いため、個別の各出来事の証拠を集めて評価することはできないことを理由に、各項目で算出した定額の被害額に被害者数をかけ合わせる方法によって賠償額を概算している¹⁴⁷⁾。

EECCは、エチオピアが示したアプローチは「適切な場合に適切に適用されるのであれば、国家間の請求における金銭賠償を算定するための有用な基準となりうる」という¹⁴⁸⁾。しかし本件においては、エチオピアが用いた算定方法は証拠による裏付けが十分でない¹⁴⁹⁾。そのため、エリトリアによる違法行為の重大性と程度について、これまでに記録された証拠に基づいて「最善の推定」をしなければならず、その際には責任の有無を判断する段階(liability phase)で証明された生命と人間の尊厳に対する侵害の深刻さを重視して、最終的に賠償額が全体で1,100万米ドルだと裁定した¹⁵⁰⁾。

146) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40, p. 665, para. 66.

147) *Ibid.*, pp. 665-666, paras. 67-68.

148) *Ibid.*, p. 669, para. 83.

149) *Ibid.*, p. 669, para. 84. 各項目に対する証拠不十分との指摘は、p. 673, para. 96 (殺人); pp. 673-674, para. 98 (傷害); p. 674, para. 100 (失踪と移動); p. 675, para. 102 (強制労働と徴兵) にみられる。

150) *Ibid.*, p. 675, para. 103.

このように EECC は、エリトリアの *jus in bello* 違反によるエチオピアに対する賠償額を、各項目での算出額を合計するのではなく、全項目にわたって包括的に算定する形で評価した。この方式を正当化する根拠は、以下の3点に整理することができる。第1に、本件は国家間の請求であるため、個々の被害者が受けた被害をそれぞれ評価することは委員会の任務の範囲外である。第2に、本件のような国家間請求においては、被害の1つ1つについて調査と証明を行うことは不可能である。第3に、エチオピアが提出する証拠によって賠償額を確定することはできないが、エリトリアの賠償責任が存在することは訴訟の前段階で証明されている。

(iii) 2022年賠償判決で包括合算方式を導入することの評価

先例によれば、環境損害や武力紛争時に生じた損害のように、その具体的な状況および特徴に鑑みて包括合算方式による賠償額の算定が望ましい場合もある。武力紛争後の国家間請求についていえば、被害者が多く、また武力紛争時には証拠の保全が困難であるために、個々について被害の態様を調査することが現実的でない。さらに2022年賠償判決で問題となる事案に関しては、事件発生からかなり時間が経過しているために個別の損害を調査することが一層困難である。加えて、2005年本案判決で既に、損害の発生とウガンダの賠償義務の存在については既判力となっている。こうした本件事案の特殊性に鑑みれば、包括合算方式による賠償額の算定が望ましいといえよう。

このような方式での賠償が正当化される根拠としては、やはり「衡平」が挙げられる。損害の存在は確認されるもののその範囲が証拠によって明確に示されていない場合には、衡平の考慮により、当該証拠から合理的に推定される範囲での概算に基づいて賠償額を算定することができる。包括合算方式の導入も、その方式の1つとして法的に正当化されうる。そして、賠償判決においてはケースバイケースに妥当な解決策を模索することが要請されることがあり、そのための技巧として ICJ は「衡平」原則に依拠する傾向があるという指摘は、ここでも繰り返すことができるだろう¹⁵¹⁾。

しかし、2022年賠償判決における包括合算方式の態様に対しては、実際の検討内容があまりに不明瞭であるとの批判もある。たとえば、死者の数が10,000人から15,000人、イトゥリ地域での避難民が10万人から50万人と、かなり幅広く認定している。傷害や性的暴行については、「相当数」発生したと述べるにとどまっている。また、それぞれの項目ごとに1人あたりに与えられる償額額などについては結論をまったく示していない。そのため、どのようにして賠償額を認定したのかを読み取ることがほとんど不可能である。トムカ (P. Tomka) 判事も指摘するように、「本判決に付された理由を読んでも、裁判所がこれに基づいてどのように各損害賠償の項目ごとに特定された賠償額に到達したのかを理解できるとは思えない」ため、ICJ 規程56条1項が定める判決の基礎となる理由を掲げる責務を果たしていないという評価もやむを得ない¹⁵²⁾。本件賠償判決により、国際裁判所が大規模な国際法違反事例での損害の評価に対する説明や理由付けを一切付さなくてもよいという白紙委任が今後与えられるのではないか、ということさえ懸念されている¹⁵³⁾。

2. 証明責任

(1) 問題の所在

2022年賠償判決においてICJは、コンゴ(DRC)が主張するイトゥリにおけるあらゆる損害が占領国としての義務を果たさなかったことによって生じたものではないことを証明する義務を負うのはウガンダであるとして、その証明がなされない場合、ウガンダが賠償を行わなければならないと結論付け

151) アビ・サーブによる「和解的司法」論については、前掲注139を参照。

152) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, supra note 1, Declaration of Judge Tomka, pp. 142-143, para. 9. また同様の評価をするものとして、Tiphaine Demaria, “Trois Observations sur la Causalité à la Lumière de l’Arrêt sur les Réparations dans l’Affaire des Activités Armées sur le Territoire du Congo (RDC c. Ouganda),” *L’Observateur des Nations Unies*, Vol. 53 (2022), p. 313.

153) Veronika Fikfak, “Establishing Damages for Mass Human Rights Violations,” *The Cambridge Law Journal*, Vol. 81, Iss. 2 (2022), p. 225.

ることができるとしている (78、118段落)。

対してユスフ (A. A. Yusuf) 判事は個別意見において、これを「証明責任の根本的な転換」と評したうえで、本判決が依拠したコルフ海峡事件やディアロ事件は証明責任の転換を認めたものではないと批判している¹⁵⁴⁾。

以下では、まず国際裁判における証明責任に関する議論や証明責任の分担が問題となった先例を確認したうえで (→ (2))、占領地で生じた損害について本件賠償判決ではどのような証明責任の分担がなされたのかを分析する (→ (3))。その後、本件で証明責任が転換できる理由や、本件での証明責任の転換の態様についての疑問点を論ずる (→ (4))。

(2) 証明責任に関する議論と先例

(i) 証明責任をめぐる議論

ICJの裁判手続きにおいて証拠を規律する規則は未発達である¹⁵⁵⁾といわれる。とりわけ証明責任にかかわる明確な規則は、慣習法にも条約にも存在しない¹⁵⁶⁾。それでも、証明責任の法理は国際裁判の実務で取り入れられている。

ICJの判例法によれば、「*onus probandi incumbit actori* (請求国が証明責任を負う)」という基本規則に基づき、請求の裏付けとなる事実の存在を証明するのは当該事実を主張する当事国である¹⁵⁷⁾。したがって、事実を主

154) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, supra note 1, Separate opinion of Judge Yusuf, p. 147, para. 6.

155) 国際裁判における証拠に関する規則の未発達性、柔軟性を指摘するものとして、たとえば、Malcolm N. Shaw, “Evidence and the Burden of Proof” in *Rosenne’s Law and Practice of the International Court: 1920–2015*, Vol. III (Brill Nijhoff, 2016), p. 1065.

156) 内ヶ崎善英「国際司法裁判所における証明責任の法理」『法学新報』113巻9・10号 (2007年) 54–55頁。

157) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2018, supra note 15, p. 26, para. 33; *Usines de pâte à papier sur le fleuve Uruguay*, C.I.J. Recueil 2010, supra note 16, p. 71, para. 162; *Ahmadou Sadio Diallo (fond)*, C.I.J. Recueil 2010, supra note 15, p. 660, para. 54. なお“actor”とは「真の請求者 (the real claimant)」を意味すると理解される (Bin Cheng, “Burden of Proof before I. C. J.,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 2, p. 596)。

張する当事国が、その請求を実証するための関連証拠を提出する責任を負う¹⁵⁸⁾。学説上も、「一般に国際裁判では、各自の主張は各自が証明する責任を負う、という原則が妥当する」¹⁵⁹⁾との見解が支配的であるといえる¹⁶⁰⁾。

証明責任の法理を導入することでもたらされる機能の1つとして、「*non liquet* (裁判不能)」の回避が挙げられる¹⁶¹⁾。裁判では、大前提たる実体法規に小前提たる具体的事実をあてはめることで、法的効果を決定する¹⁶²⁾。具体的事実の存否が不明であるという判断に至ってしまうと、法的効果も不明であると結論せざるをえない。国際裁判において裁判不能が明示的に禁止されているわけではないが、国際裁判所には事件を解決するような判決を下すよう努める義務があると考えられてきた¹⁶³⁾。そこで、当事者の一方に証明責任を割り当てることで、証明が不完全である場合に、証明責任を負う当事者に不利な事実認定を行うことが規範的に正当化される¹⁶⁴⁾。こうすることで、事実が不明である事件についても判断を下すことができるようになる。

158) *Usines de pâte à papier sur le fleuve Uruguay, C.I.J. Recueil 2010, supra note 16, p. 71, para. 163.*

159) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年)222頁。

160) 同旨の見解を述べるものとして、たとえば、Jackson H. Ralston, *The Law and Procedure of International Tribunals* (Stanford University Press, 1926), p. 220; Durward V. Sandifer, *Evidence Before International Tribunals* (Foundation Press, 1939), pp. 92-93; Cheng, *supra* note 157, p. 596; Mojtaba Kazazi, *Burden of Proof and Related Issues: A Study on Evidence Before International Tribunals* (Kluwer Law International, 1996), p. 369; Chittharanjan F. Amerasinghe, *Evidence in International Litigation* (Martinus Nijhoff Publishers, 2005), p. 61; 深坂まり子「国際司法裁判所における証明責任 (1) 結果責任と証拠提出責任の識別」『上智法學論集』52巻4号(2009年)171頁など。

161) 証明責任の機能につき、中島啓「国際裁判における事実認定の法構造—証明責任論を素材として—」『国家学会雑誌』121巻7・8号(2008年)760-761頁。

162) 村上博巳『証明責任の研究』(有斐閣、1975年)1頁。

163) Kazazi, *supra* note 160, pp. 28-29.

164) *Ibid.*, p. 30; Amerasinghe, *supra* note 160, pp. 36-37; Rüdiger Wolfrum and Mirka Möldner, "International Courts and Tribunals, Evidence," in *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (2013), para. 70.

(ii) 関連する先例

1949年のコルフ海峡事件は、アルバニアの領海で行われた機雷の敷設について、英国が請求を行ったものである。ICJは、その領域内で国際違法行為が行われた国が、当該領域および水域を支配しているという事実は、「それ自体として、および他の状況と切り離して、一応の (*prima facie*) 責任を伴うものではないし、証明責任を転換させるものでもない」と述べた¹⁶⁵⁾。ただし、こうした場合には事実を直接証明することができないことも多いため、「事実の推定や状況証拠をより多く利用することが認められなければならない」ことも確認している¹⁶⁶⁾。

2010年のディアロ事件本案判決でICJは、ある事実を主張する当事国が証明責任を負うという一般規則が「あらゆる状況に適用される絶対的なものと見なすのは誤り」であり、「証明責任の決定は、現実には裁判所に持ち込まれる紛争の主題や性質に左右されるものであって、事件を判断するために証明が必要とされる事実の類型によっても異なる」¹⁶⁷⁾という。そして「本件で問題となっているような事実を証明する際には、いずれの当事国も単独で証明責任を負うものではない」ことを確認した。そのうえで、被告であるコンゴ (DRC) はディアロ氏が当局に一度釈放されて再逮捕されたと主張しているが、「被告がそのような出来事の実情を証明する行政文書やその他の証拠資料を提出できないとは理解しがたい」ために¹⁶⁸⁾、当該事実の存在を否定した¹⁶⁹⁾。すなわち、被告であるコンゴ (DRC) に証明責任を分配したものと評価することができる。

同事件に関する2012年の賠償判決においてICJは、本案判決で自身が「被告が特定の事実を証明するうえで有利な立場にある可能性があることを認め

165) *Affaire du Déroit de Corfou (Arrêt du 9 avril 1949)*, C.I.J. Recueil 1949, *supra* note 23, p. 18.

166) *Ibid.*

167) *Ahmadou Sadio Diallo (fond)*, C.I.J. Recueil 2010, *supra* note 15, p. 660, para. 54.

168) *Ibid.*, p. 661, para. 58.

169) *Ibid.*, p. 662, para. 59.

た」という認識を示していることから¹⁷⁰⁾、一見すると「証拠アクセスの難易を根拠とした証明責任転換の契機を正面から肯定した例と捉える」こともできそうである¹⁷¹⁾。だが本案判決では、「公権力は一般的に、適切な手続きを踏んで法が要請する保障を与えたことを、書証の提出によって証明することができる」が、「被告が手続的義務の履行を証明できないあらゆる場合に、被告がそれを怠ったものと推論することはできず」、文書の作成が義務付けられているか否かを考慮すべきであると述べている¹⁷²⁾。2012年判決で問題となっている被拘禁者の身柄の取扱いに関する適正手続保障義務は公文書の作成を義務付けているため、被告による文書の不提出という事実から、被告が義務履行を怠ったものと推論することが正当化される。ディアロ事件本案判決で被告に証明責任が分配されたのは、証拠アクセスの難易ゆえではなく、問題となる義務が文書の作成を規範的に要求しているからだろう¹⁷³⁾。

以上の先例から、証明責任について次のことが言える。まず、被告が支配する領域内で国際違法行為が行われたという事実自体が証明責任を転換させるものではないが、そのような場合には事実の推定や状況証拠を利用することが認められる。また、証拠アクセスの難易自体が必ずしも証明責任を転換させるわけではないが¹⁷⁴⁾、義務の性質によっては当該義務の履行を怠ったと認定されうる。

170) *Ahmadou Sadio Diallo (indemnisation)*, C.I.J. Recueil 2012, *supra* note 17, p. 332, para. 15.

171) 中島啓『国際裁判の証拠法論』（信山社、2016年）179頁。

172) *Ahmadou Sadio Diallo (fond)*, C.I.J. Recueil 2010, *supra* note 15, pp. 660-661, para. 55.

173) 中島はその証左として、「そうした文書作成を前提としない類型の義務（非人道的処遇禁止）違反の申立については、実務的にはおそらくより証明困難と見られるにもかかわらず、原則論に立ち戻って原告ギニアに証明責任を分配し、請求を棄却している」ことを挙げている。中島『前掲書』（注171）180頁；*Ahmadou Sadio Diallo (fond)*, C.I.J. Recueil 2010, *supra* note 15, p. 671, paras. 88-89.

174) 証拠アクセスを根拠とする証明責任転換論の限界については、中島『前掲書』（注171）180-181頁を参照。

(3) 2022年賠償判決における証明責任：証明責任の転換か「推定」への依拠か

(i) 「推定」による証拠の欠陥の補完

2022年賠償判決では78段落において次のように述べている。

「……ウガンダは占領国として、自らの責任で行動する反政府グループを含む、被占領地に存在する他の主体による人権および国際人道法の違反を防止する注意義務 (un devoir de vigilance/a duty of vigilance) を負っていた。2005年本案判決では、被告がこの注意義務のもとで「イトゥリ地区において人権および国際人道法の尊重を確保する措置を講じなかったことによって」責任を負うものであると結論付けた¹⁷⁵⁾。この結論を考慮すると、訴訟の本段階においては、コンゴ (DRC) によって申し立てられたイトゥリ内での損害それぞれについて、ウガンダが、自国の占領国としての義務を果たさなかったことによって生じたものではないことの証明責任を負う。そのことを示す証拠がなければ、ウガンダがこれらの損害について賠償責任を負うと結論付けられることになるだろう。」

そして判決の他の箇所においても、78段落の結論に言及したうえで、ウガンダが証明責任を負うことを繰り返し確認している (95、118、149、241、257段落)¹⁷⁶⁾。すなわち、占領国としての注意義務違反についてのみ、証明責任をウガンダに負わせるものと考えられる。

デマリア (T. Demaria) は、2022年賠償判決で「反証がなければ、イトゥリで見られるいかなる損害もウガンダに帰せられる国際法の違反から生じたものと推定される」という「推定原則 (Le principe de la présomption)」が採用され、ウガンダは「本件損害は自国の公人によって引き起こされたものでも、自国の注意義務違反によって生じたものでもないことを証明する責任

175) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Merits)*, I.C.J. Reports 2005, *supra* note 2, p. 231, paras. 178-179; p. 245, para. 211; p. 280, para. 345 (3).

176) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, *supra* note 1, *Separate opinion of Judge Yusuf*, p. 147, paras. 6-7.

を負う」と評価している¹⁷⁷⁾。たしかに推定により証明責任が転換されるという見解も解かれており学説の対立が存在するところではあるが¹⁷⁸⁾、本件において証明責任の転換と推定は同一のものではない。証明責任の転換は、証明が不完全であった場合に被告に不利な事実が認定されたものとみなすことを正当化するために行われる。対して本件賠償判決および本件も引用するコルフ海峡事件でICJが用いた推定とは、証明責任を負う当事者による証明が不完全である場合に、原告が提出する以外の証拠も勘案して、ありうる事実を認定する作業を指す。推定がなされた場合、他方当事者はそこで認定された事実に対する反証が求められることになる。しかし、一応の事実認定は既になされているため、証明責任の転換がなされているわけではない¹⁷⁹⁾。

このように、推定と証明責任の転換は次元の異なる作業であり、2022年賠償判決でICJは両者を使い分けているようである。では2022年賠償判決において、原告の証明が不十分だったもののうち、何が推定により処理され、何が証明責任の転換により処理されたのか。以下、損害の範囲(→(ii))と因果関係(→(iii))に区別して分析する。

(ii) 損害の範囲：推定

ユスフ判事は、本判決が「証明責任の根本的な転換」¹⁸⁰⁾によって「コンゴ(DRC)が主張するイトゥリにおけるすべての『特定の損害』」が存在しないこと、および「『不作為』によって『引き起こされたものではない』」ことという二重の事実の不存在を証明するよう求めていると批判する¹⁸¹⁾。すなわち、損害の不存在および因果関係の不存在の証明責任を被告であるウガンダ

177) Demaria, *supra* note 152, p. 317.

178) 中島啓「国際裁判における推定の法構造」『国際法外交雑誌』108巻3号(2009年)381-382頁。

179) コルフ海峡事件で行われた「裁判上の推論」が証明責任の問題とは法的に区別されていることを論じたものとして、同上、399-400頁。

180) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, C.I.J. Recueil 2022, *supra* note 1, *Separate opinion of Judge Yusuf*, p. 147, para. 6.

181) *Ibid.*, p. 147, para. 8.

に課しているとの理解を前提としている。だが具体的な損害の認定方法を見ると、ウガンダに損害の不存在の証明責任が分配されているわけではないように思われる。

損害の規模および範囲について、第1に原告が提出する証拠を検討して、その欠陥を指摘したのちに専門家報告書など他の機関によって示された証拠の精査に移り、これらすべてを勘案した結果として得られた結論に「推定」を置いている。たとえば生命の喪失について、コンゴ（DRC）はウガンダが賠償義務を負うべきイトゥリ地区内での死者数が60,000人であると主張した¹⁸²⁾。だがICJは証拠の欠陥を指摘したうえで（146-148段落）、専門家レポートなど他の証拠の検討に移り、ウガンダの不法行為によって死亡した人数はイトゥリ内で5,769人であるという専門家報告書の調査結果が「より確かな根拠になる」と認定した（161段落）。イトゥリ内で生じた財産的損害についても、コンゴ（DRC）による請求は説得的な根拠を欠くと認定したうえで（246段落）、ICJが自ら種々の報告書などを考慮しつつ被害額のありうる範囲を検討している（247、257段落）。

このように、本判決でICJは、原告が主張する事実を裏付ける証拠が不十分であることを前提に、専門家や国連が提出した報告書を含む様々な情報に基づいて被害の範囲を「推定」した。コルフ海峡事件によれば、自国支配下のない領域に証拠がある場合のように、ある事実を直接証明できない場合には、証明責任が転換するわけではないが、「事実の推定」への依拠が認められうる¹⁸³⁾。2022年賠償判決はこれを引用したうえで、本件でもイトゥリ地区はウガンダの軍事占領下にあったために実効的支配が行使できない状況にあり、それゆえにコルフ海峡事件と同様の考慮が当てはまると判断したのである（120、157段落）。

したがって、ICJは本件における被害範囲の認定に関して、原告が主張す

182) *Activités Armées sur le Territoire du Congo, Mémoire de la République Démocratique du Congo, supra note 112, paras. 3.22-3.23, 7.12.*

183) *Affaire du Détroit de Corfou (Arrêt du 9 avril 1949), C.I.J. Recueil 1949, supra note 23, p. 18.*

る事実が存在すると見なして証明責任を被告へと転換したのではない。そうではなく、ICJが原告の主張以外の様々な証拠に基づいて独自に事実を推定し、結論を下したものである。

(iii) 因果関係：占領国としての注意義務違反につき証明責任の転換

イトゥリ内で生じた損害との因果関係について、78段落を見ると占領国としての注意義務違反についてのみ証明責任をウガンダに課しているようであることは既に確認した。

具体的な損害の裁定部分を見ても、占領国としての注意義務違反と損害の間の因果関係の証明責任が転換されているようである。たとえばイトゥリ内での生命の喪失に関して、専門家報告書によると、ウガンダの不法行為による死者数は32人である¹⁸⁴⁾。このほかイトゥリ内での「コンゴ民主共和国領域内の武力紛争による」直接の被害者が5,769人であると推計しているが¹⁸⁵⁾、専門家報告書は「ウガンダの違法行為によって」生じた損害を導出したわけではないため¹⁸⁶⁾、因果関係の存在を示す証拠はない。だがICJは「ウガンダが占領国としての義務を果たさなかったこと以外の原因によるものであることを示す証拠が提出されていない」と述べ(161段落)、因果関係があるものと認定している。人的損害に関する賠償額の結論部分でも「ウガンダが、コンゴ(DRC)によって申し立てられたイトゥリにおける特定の損害はウガンダが占領国としての義務に従わなかったことによって引き起こされたものではないということを証明していない」として、この結論を正当化した(226段落)。財産的損害についても同様に、イトゥリ内でウガンダ軍および

184) *Experts Report on Reparations for the International Court of Justice: Case Concerning Armed Activities on the Territory of the Congo* (19 December 2020), available at: <https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/116/116-20201219-OTH-01-00-EN.pdf>, para. 39.

185) *Ibid.*, para. 38.

186) これは、ICJが専門家に対して、コンゴ民主共和国領域内の武力紛争によって生じた損害額の推計を訊ねているからだと考えられる。*Ibid.*, pp. 2-3, para. 2; *Activités armées sur le territoire du Congo (République démocratique du Congo c. Ouganda)*, ordonnance du 8 septembre 2020, C.I.J. Recueil 2020, pp. 269-270, para. 16.

他の主体によって行われた掠奪の存在を認定し (247段落)、対してウガンダは自国の占領国としての義務を遵守しなかったことによって引き起こされたものではないことを証明していないと確認している (257段落)。

このように本件賠償判決では、因果関係が存在することの証明が果たされておらず、また原告が提出する以外の情報からその存在が推定されたわけでもない。にもかかわらず ICJ は、因果関係の存在を否定する証明がなされていないことを理由として、ウガンダの占領国としての義務違反とイトゥリ内で生じた損害との因果関係を認めている。よって、因果関係の証明責任については転換していると評価するほかないだろう。

(4) 証明責任の転換に関する論点

よって、2022年賠償判決で証明責任の転換が問題となるのは、占領国としての注意義務違反とイトゥリ内で生じた損害との因果関係に限られる。以下では、本件賠償判決で因果関係の証明責任を転換できる理由 (→ (i))、および本件において注意義務違反と他の義務違反を区別していないこと (→ (ii)) について検討する。

(i) 因果関係の証明責任が転換できる理由

第1に、2022年判決ではなぜ証明責任を転換することができるのかが問題となる。ICJは、ウガンダによって違反された義務が、占領国としての注意義務であることの帰結として証明責任を転換したようである (78段落)。先に確認した通り、被告が支配を及ぼしていたという事実から証明責任の転換がなされるわけではない¹⁸⁷⁾。なお本件は、証拠が被告領域内に存在していたコルフ海峡事件とは異なり、事件当時は被告の占領下にあった原告領域で生じた事案である。ただ両者間で証拠へのアクセスの難易に違いは無いだろ

187) *Affaire du Déroit de Corfou (Arrêt du 9 avril 1949), C.I.J. Recueil 1949, supra note 23, p. 18.*

う¹⁸⁸⁾。

また本件で問題となる「義務の性質」¹⁸⁹⁾に着目しても、これが因果関係の証明責任を転換するものとは解されていないようである¹⁹⁰⁾。ハーグ陸戦規則43条は、占領国が「絶対的ノ支障無キ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ」と定める。すなわち問題となっているのは、「一切の手段を尽くす」という「行為の義務」である。この場合、定められた結果を達成するためにある方法によって行動する義務が課されるのみであり¹⁹¹⁾、行為の義務違反は、必ずしも結果の発生を伴うわけではない¹⁹²⁾。そのため行為の義務違反の有無を判断する段階においては、結果の発生が義務違反の要件とされるもの¹⁹³⁾、基本的には因果関係の分析は必要ない¹⁹⁴⁾。対して、行為の義務に違

188) Nakajima, *supra* note 138, p. 438.

189) *Ahmadou Sadio Diallo (fond)*, C.I.J. *Recueil* 2010, *supra* note 15, p. 661, para. 55.

190) なお、ハーグ陸戦規則43条は、本条に違反して講じた特定の措置（占領地の法改正など）が「絶対的ノ支障無キ限」で違法行為になると定めていることから、当該行為に絶対的な支障の有無については証明責任が請求者から被請求者へと転換する、という議論はありうる（Jose Alejandro Carballo Leyda, “The Laws of Occupation and Commercial Law Reform in Occupied Territories: Clarifying a Widespread Misunderstanding,” *European Journal of International Law*, Vol. 23, No. 1 (2012), pp. 193-194）。ただし、これはあくまで義務違反の有無の証明責任であり、義務違反と損害の因果関係の証明責任の問題とは関連していないように思われる。

191) Paul Reuter, “Principes de Droit International Public,” *Recueil des Cours*, Vol. 103 (1961), p. 473.

192) Ilias Plakokefalos, “Causation in the Law of State Responsibility and the Problem of Overdetermination; In Search of Clarity,” *European Journal of International Law*, Vol. 26, No. 2 (2015), p. 481.

193) ILCの国家責任条文14条3項が「特定の事態の発生を防止するよう国に要求する国際義務の違反は、その事態が生じるときに発生」するものと規定している。ILC, *Draft Articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts* (2001), *supra* note 68. なお1978年ILC草案の23条は「国際義務によって国に要求される結果が、国自身が選択する手段を用いて特定の出来事の発生を防止することである場合、国が採用した行為によってその結果に達しなかった場合にのみ、当該義務への違反が発生する」と定め、義務違反の発生にも結果との因果関係を要求していた（ILC, *Yearbook of the International Law Commission*, 1987, Vol. II, Part Two (A/CN.4/SERA/1978/Add.1 (Part 2)), p. 85, para. 14 (Article 23)）。2007年判決は、この見解を明確に退けているようである。この点を論じたものとして、Andrea Gattini, “Breach of the Obligation to Prevent and Reparation Thereof in the ICJ’s Genocide Judgement,” *European Journal of International Law*, Vol. 16, No. 4 (2007), pp. 700-701も参照。

反した国が負うべき賠償義務を判断する段階では、因果関係の証明が求められる。

2007年のジェノサイド条約適用事件（以下「2007年判決」）においてICJは、まず、セルビア・モンテネグロ（被告）がジェノサイドを防止する義務に違反したことを認定した¹⁹⁵⁾。ジェノサイドを防止する義務は、防止措置を講じる「行為の義務」に分類される¹⁹⁶⁾。次いで賠償の判断に移り、ジェノサイド防止義務違反は、発生した一切の損害に対する賠償義務を伴うものではなく、因果関係が認められる範囲内でのみ賠償義務を負うことになる、という原則を確認した¹⁹⁷⁾。そのうえで、「被告の防止義務違反とスレブレニツァでのジェノサイドの結果生じた損害との因果関係が証明されたと判断することはできない」との結論に至っている¹⁹⁸⁾。

2007年判決で義務違反が確認された後に賠償の判断において因果関係が否定されたことから分かるように、義務違反の発生に因果関係が要求されない「行為の義務」違反の場合であっても、金銭賠償との関係で「違法行為と損害との間の因果関係が不可欠な要素と考えられている」¹⁹⁹⁾。また、原告が因果関係の証明責任を負うことに変わりはない²⁰⁰⁾。

以上から、被告が占領国であることも、違反された義務が注意義務であることも、それだけで因果関係の証明責任を転換するものではないことが確認される。すると、「①軍事占領下にあり、かつ②違反された義務が占領国としての注意義務であること」が証明責任を転換させたと解するほかない。で

194) Plakokefalos, *supra* note 192, pp. 481-482.

195) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, I.C.J. Reports 2007, supra* note 10, p. 225, para. 438.

196) *Ibid.*, p. 221, para. 430.

197) *Ibid.*, p. 234, para. 462.

198) *Ibid.*

199) 萬歳「前掲論文」（注69）125頁。また同旨の指摘として、Plakokefalos, *supra* note 192, p. 482も参照。

200) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, I.C.J. Reports 2007, supra* note 10, p. 128, para. 204.

は、一般論として、占領国は損害が注意義務違反によってもたらされたものではないことの因果関係の証明責任を負うことになるのだろうか。それとも本件事案の他の特殊性も加味されており、①および②を満たしただけでは因果関係の証明責任が転換されないのだろうか。これは明らかではない。

占領地における因果関係の証明責任を転換することで、被告に過度な賠償義務を負わせることにつながる懸念もある。ただし本件に限っていえば、先述の包括合算方式のもとで、様々な「衡平の考慮」から賠償額が減額されたことにより、結論としてウガンダに命じられる賠償額は妥当な範囲を超えないものとなっている。本件で衡平の考慮から賠償額が減額されることを見越して証明責任を転換したのであれば、①および②の要件を満たせば証明責任が転換されると結論付けるのは早計だろう。いずれにせよ、証明責任の所在は裁判の結果を左右しうる重大な問題であるため、いかなる場合にそれが転換されるのかを明確化することが望まれる。

(ii) 義務を区別していないことへの批判

2022年賠償判決においては、人権と国際人道法を尊重する義務、およびその尊重を確保するための措置を講じる義務への違反が問題となっている。前者はウガンダによる直接的な義務違反であり、後者はウガンダが第三者による違法行為を防止する注意義務違反である。そして、後者について、違法行為と発生した損害の間の因果関係を証明する責任をウガンダへと転換している。

しかしながら問題は、どれがウガンダによる直接的な義務違反による損害で、どれが注意義務違反によって生じた損害であるかを区別していない点にある。本案段階において、義務違反がウガンダに帰属するかどうかは明確に認定されていない。このことは賠償判決においても繰り返しており、たとえば天然資源の盗取、横領および搾取行為について、「いずれがウガンダに帰せられるものであるかを特定していなかった」と認めている(274段落)。その後、ウガンダ自身の加害行為から生じた損害と、第三者の行為から生じた

損害との区別を明確にしないままに²⁰¹⁾、前者について因果関係を推定し、後者についてウガンダからの証明の不在をもって賠償範囲があるものとみなしている。

こうした処理に対しては、両者は義務の性質が異なるはずであるにもかかわらず、賠償の判断においては同質のものとして扱われているとの批判が呈されている。ダルジャン (P. d'Argent) とダスプルモン (J. d'Aspremont) が指摘するように「暴力を防がなかったことの責任と暴力をふるったことの責任は間違いなく同じものではない」のであり、この違いは「金銭賠償の裁定において相当の影響を及ぼしうる」²⁰²⁾。にもかかわらず本件で両者を特に区別しなかったことによって、占領地で生じたあらゆる損害について被告により反証されない限りは義務違反との因果関係が認められることになる。そうすると、実質的には両義務の区別が存在しないことになる²⁰³⁾。ユスフ判事による「証明責任の根本的な反転は、結果の義務ではなくデュー・デリジェンス義務として占領国に課せられている注意義務の性質とも矛盾している」²⁰⁴⁾ という批判も、この点に向けられているものと思われる。

3. 因果関係

(1) 賠償段階で求められる因果関係

ILC の国家責任条文31条は「責任国は、国際違法行為によって生じた損害に完全な賠償を行う義務を負う」と定めている。すなわち、賠償の対象となる損害は、違法行為との因果関係が認められるものに限られる²⁰⁵⁾。ILC は「直

201) Alice Ollino, "Causality in the Law of State Responsibility: Considerations on the *Congo v Uganda* Case," *QIL, Zoom-in*, Vol. 95 (2022), pp. 17-18.

202) Pierre d'Argent et Jean d'Aspremont, "La commission des réclamations Érythrée/Éthiopie : Un Premier Bilan," *Annuaire Français de Droit International*, Vol. 53 (2007), p. 384. また、Demaria, *supra* note 231, p. 319も参照。

203) *Ibid.*, p. 318.

204) *Activités armées sur le territoire du Congo (réparations)*, *C.I.J. Recueil 2022*, *supra* note 1, *Separate opinion of Judge Yusuf*, p. 151, para. 16.

205) ILC, *Yearbook of the International Law Commission*, 2001, Vol. II, Part Two, *supra* note 59, p. 92, para. 9 (Article 31).

接性 (directness)」「予見可能性 (foreseeability)」「近因性 (proximity)」といった基準を例示しているが、あらゆる国際義務違反との関係で必ずしも同一ではなく、画一的な基準は存在しないと述べるにとどまっている²⁰⁶⁾。

(i) 「直接性」と「間接性」の区別

まず伝統的な議論として、損害を「直接損害」と「間接損害」に分け、前者のみに対する賠償を認め、後者に対しては賠償を認めない、という区別が提唱されていた。1872年にアラバマ号事件に関する英米仲裁裁判所判決がこの定式を用いたことで知られている²⁰⁷⁾。

しかし、アラバマ号事件判決では違法行為と損害の間の因果関係に直接性が求められたわけではない。本件で最終的に後者の間接損害に対する賠償が否定されたのは、交渉の結果としてアメリカが間接損害の要求を取り下げたためである²⁰⁸⁾。

1923年の行政決定第2号事件において米独の仲裁裁判所は、間接損害には賠償が与えられないという定式を否定し、直接損害か間接損害かにかかわらず違法行為と損害がどれだけ離れているかによって判断すべきだと述べた²⁰⁹⁾。さらにナウリラ事件に関する仲裁裁判所判決(1930年(賠償))でも、「元となる不法行為の加害者が予見しており意図していたとも思われる損害であっても、ただ当該行為と損害をつなぐ鎖の間にいくつかの輪があるとい

206) *Ibid.*, pp. 92-93, para. 10 (Article 31).

207) *Alabama claims of the United States of America against Great Britain*, RIAA, Vol. XXIX (14 September 1872), pp. 125-134.

208) Whiteman, Marjorie M. *Damages in International Law*, Vol. III (Government Printing Office, 1943), p. 1774; Elit Meviza Demirkol, "The Alabama Arbitral Award and Indirect Damages in International Law," *Law & Justice Review*, Vol. 22 (2021), pp. 141-143; 岩沢雄司『国際法〔第2版〕』(東京大学出版会、2023年)574頁。

209) *United States Steel Products Company (United States) v. Germany, Costa Rica Union Mining Company (United States) v. Germany, and South Porto Rico Sugar Company (United States) v. Germany (War-Risk Insurance Premium)*, RIAA, Vol. VII (1 November 1923), pp. 62-63.

う理由で被害者に負担を強いることになるというのは公平ではない²¹⁰⁾として、賠償の対象が直接損害のみであるという定式が否定された。

このように、「直接」「間接」という区別は、そもそも賠償の対象を前者のみに限定するために導入された定式とはいえ、20世紀初頭の仲裁裁判では既にあまり用いられなくなっている²¹¹⁾。加えて、後の ILC の議論においても両者の区別が疑問視された²¹²⁾。

(ii) 事実の因果関係と法的因果関係

現在の法学における議論では、因果関係を「事実の因果関係」と「法的因果関係」に区別している²¹³⁾。

事実の因果関係は、ある出来事が元となる行為の「自然な」結果である場合に認められる。これを検証するための基準として伝統的には「あれなければこれなし (but for/*sine qua non*)」という基準 (以下『but for』の基準) が用いられてきた²¹⁴⁾。近年はより緩やかな基準として、特定の行為が結果の発生にとっての十分条件となる先行する現実の条件群からなる集合の必要な要素であれば事実の因果関係が認められるという「NESS (Necessary Element of a Sufficient Set) 基準」も提唱されている²¹⁵⁾。

だが事実の因果関係が認められる範囲で賠償義務を認めると、いわゆるバ

210) *Responsabilité de l'Allemagne en raison des actes commis postérieurement au 31 juillet 1914 et avant que le Portugal ne participât à la guerre (Portugal contre Allemagne)* (*Portugal contre Allemagne*), RIAA, Vol. II (30 juin 1930), p. 1031.

211) Vitalius Tumonis, "The Complications of Conciliatory Judicial Reasoning: Causation Standards and Underlying Policies of State Responsibility," *Baltic Yearbook of International Law Online*, Vol. 11, Iss. 1 (2011), p. 138.

212) *Second report on State responsibility by Gaetano Arangio-Ruiz, Special Rapporteur*, UN Doc. A/CN.4/425 (9 June 1989), pp. 28-29, para. 35.

213) Vladyslav Lanovoy, "Causation in the Law of State Responsibility" *British Yearbook of International Law* (2022), pp. 14-15を参照。

214) Plakokefalos, *supra* note 192, pp. 476-477.

215) *Ibid.*, pp. 477-478. また、とりわけ不作為による義務違反との関係でこの基準の導入を提唱するものとして、Pierre d'Argent, "Les Obligations Internationales," *Recueil des Cours*, Vol. 417 (2021), p. 149.

タフライエフェクト的な損害に対しても賠償義務を負うことになり、加害者の負担が過度になる恐れがある。そこで、ある部分で因果のつながりを断ち切り賠償範囲を限定するために「法的因果関係」を導入し、結果が元の違法行為からあまりに遠隔である場合には賠償義務を否定してきた。たとえば1923年の行政決定第2号事件では、加害国側による行為と離れている場合にまで賠償義務が生じるものではなく、当該違法行為が損害の近因 (proximate cause) でなければならないことを確認した²¹⁶⁾。すなわち、あまりに遠隔な損害を賠償範囲外とするために、「近因性」という法的因果関係の基準を用いたもといえる。

またナウリラ事件判決においては、元の違法行為から予見できない例外的状況から生じた結果に対する賠償義務は排除すべきだとした²¹⁷⁾。すなわち、違法行為と損害の間に求められる法的因果関係の有無を、「予見可能性」の基準によって判断したものである。

同様の予見可能性の基準はEECCでも引き継がれている。EECCは、損害が違法行為の「近因」であることを求め、「因果関係が十分に近いかどうかを評価する際には、本件国際違法行為を犯した者が合理的に予見できているべきであったかどうかを重視する」と判示した²¹⁸⁾。すなわちEECCは、行為が結果の「近因」であることを検討すべきであり、その検討において、行為を決定した時点で結果を予見していたか、あるいは予見すべきであったかという「予見可能性」の基準を用いたものである。

(2) 2022年賠償判決の「十分に直接的でかつ確実な」因果関係の基準

2022年賠償判決では、不法行為と原告が受けた損害との間に「十分に直接的でかつ確実な因果関係」がある場合にのみ賠償が認められることが確認さ

216) *War-Risk Insurance Premium, RIAA*, Vol. VII, *supra* note 209, p. 55.

217) *Responsabilité de l'Allemagne en raison des actes commis postérieurement au 31 juillet 1914 et avant que le Portugal ne participât à la guerre, RIAA*, Vol. II, *supra* note 210, p. 1031.

218) EECC, *Decision 7: Guidance Regarding Jus ad Bellum Liability, supra* note 80, p. 15, para. 13.

れた (93段落)。「十分に直接的でかつ確実な」という定式自体は、2007年のジェノサイド条約適用事件²¹⁹⁾ 以後、2010年のディアロ事件賠償判決²²⁰⁾、2018年の国境地帯ニカラグア活動事件金銭賠償判決²²¹⁾ などで ICJ が繰り返して用いてきたものである²²²⁾。

以下では、2022年賠償判決で特に議論を引き起こしている、占領国としての注意義務違反とイトゥリ内で生じた損害との間の因果関係の問題に焦点を絞って、用いられた因果関係の基準を見ることにする。

(i) 2007年ジェノサイド条約適用事件判決

ICJ が不作為による義務違反と損害との因果関係を検討した先例として、2007年のジェノサイド条約適用事件が挙げられる²²³⁾。2007年判決は、被告のジェノサイドの防止義務違反に伴う賠償義務の判断において、被告の違法行為と原告に生じた損害に「十分に直接的でかつ確実な因果関係があるかどうか」が問題だと述べた。この関係は、「裁判所が、事案の全体から、十分な程度の確実性をもって、被告が法的義務を遵守して行動していればスレブレニツァでのジェノサイドが実際に回避されたと結論付けることができる場合にのみ証明される」と考えられる。しかし本件ではそのように結論付けることはできず、ゆえに因果関係が証明されていないとして、金銭賠償を認めなかった²²⁴⁾。

219) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, I.C.J. Reports 2007, supra note 10, p. 234, para. 462.*

220) *Ahmadou Sadio Diallo (indemnisation), C.I.J. Recueil 2012, supra note 17, pp. 331-332, para. 14.*

221) *Certaines activités menées par le Nicaragua dans la région frontalière (indemnisation), C.I.J. Recueil 2018, supra note 15, p. 26, para. 32.*

222) *Ollino, supra note 201, p. 9.*

223) なお ICJ は2022年賠償判決の中で、ジェノサイド条約適用事件が「ジェノサイド条約における防止義務の射程を特定することに明確に限定している」のであり、「本件はジェノサイド条約事件とは異なり占領状況に関するものである」から、両者を比較することはできないと述べている点に留意する必要がある (*Activités armées sur le territoire du Congo (réparations), C.I.J. Recueil 2022, supra note 1, p. 49, para. 96*)。

224) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of*

このように2007年判決は、「十分に直接的でかつ確実な因果関係があるかどうか」を検討するために、「but for」の基準で審査し、本件では不法行為がなければ結果が生じなかったとの確信に至れないから、因果関係を否定したものである。本件を受けて、①本件で「but for」の基準を用いることの妥当性、②法的因果関係が考慮されるかどうか、に関する議論が引き起こされた。

まず、①本件で「but for」の基準を用いることの妥当性については、多くの論者から疑問視されている。行為の義務への違反の場合には、不作為が直接的に損害を生じさせることはできず、損害を現実に生じさせる第三者の行為が常に介在することになる。損害が複数の主体による行為に起因する場合、いずれの行為も「不可欠 (indispensable)」ではないこともあり、この場合に「but for」の基準を用いて判断すると誰もが賠償責任から逃れることができることになる²²⁵⁾。ガッティーニ (A. Gattini) も、「いずれにせよジェノサイドが行われたであろうことは、ジェノサイドが同じ様相で行われたであろうことと同等ではな」く、「セルビアの不作為が唯一の原因ではないという事実は、それがまったく原因ではなかったことを意味しない」と批判した²²⁶⁾。

また、②法的因果関係が考慮されているかについては、本件では事実の因果関係が存在しないことを理由として金銭賠償の義務を否定するにとどまっているため、少なくとも2007年判決では明らかでない。

(ii) 2022年賠償判決における因果関係の基準

以上①、②の点に注視して、2022年賠償判決で占領国としての注意義務違反と損害の因果関係を判断する際に適用された因果関係の基準を確認する。本件で ICJ は「十分に直接的でかつ確実な」因果関係を原則としつつ、「必

Genocide, I.C.J. Reports 2007, supra note 10, p. 234, para. 462.

225) Conor McCarthy, *Reparations and Victim Support in the International Criminal Court* (Cambridge University Press, 2012), p. 138.

226) Gattini, *supra note 193, p. 710.*

要とされる因果関係は、違反された第1次規則により、および損害の性質と範囲により異なる可能性があることには留意すべきである」と判示している(93段落)。

そのうえで、①防止義務違反の場合には、第三者による直接の加害行為が介在するため、「but for」の基準では因果関係が認定されることが困難であるという問題は、因果関係の証明責任を転換することで回避している。もっとも、そもそも本件で事実的因果関係の有無を「but for」の基準に依拠して判断しているかは分からない。2007年判決では、「but for」の基準が満たされていると確信できた「場合にのみ (only if …)」、十分に直接的でかつ確実な因果関係が証明されると判示した。一方、2022年賠償判決では、因果関係について同じ(「十分に直接的でかつ確実な」という)定式を原則としつつ、必要とされる因果関係の基準を緩和しうることも示唆されている(93、107-108段落)。しかし、判決文から読み取る限りにおいて、具体的にいかなる基準を導入したのかは判然としていない。ともあれ本件は、2007年判決における因果関係の証明で課されていた高いハードルを、証明責任の転換や証明度の緩和といった手法を用いて越えたものである。

次に、②法的因果関係について、一見すると2022年賠償判決でも考慮されていないようである。コンゴ(DRC)は予見可能性の基準によって因果関係を判断するよう主張したが(87段落)、ICJはこれを採用していない。また、イトゥリで生じたあらゆる損害との因果関係を認定しており、そのいずれかについて因果関係を断ち切るような処理は行っていないようである。

(3) 義務違反の重大性による違い

ICJは因果関係の基準が違反された義務により異なる可能性を示唆している(93段落)。ただし、先例においては法的因果関係を導入することによってこの差異を賠償範囲へと反映させている一方で、本件は先述の通り法的因果関係を明示的に導入していない。

先例を見ると、EECCは、因果関係の基準として「近因性」を必要とし、

その評価においては「国際違法行為を行った者が合理的に予見できているべきであったかどうか」に重点を置いた²²⁷⁾。EECCは「予見可能性の基準は、[重大な状況においては] 重大性の低い状況で必要とされる基準と比べて、より広範な結果にまで拡大されるべきであろうことに合意する。武力に訴えることは、重大で危険な事態である。この方針を検討する者は、かかるコストと起こりうる悪い結果を検討しながら、事態を慎重に考慮する義務を負う」と考えている²²⁸⁾。そして、大規模な武力行使に訴えるという「重大な決定を実施する国の指導者は、自身が意図する行為の結果として潜在的に起こりうることを慎重に分析し検討する重い義務が課される」ために、「*jus ad bellum* に違反して武力行使を選択した国は、望むと望まないにもかかわらず責任を負うことになる」と評価した²²⁹⁾。このように、甚大な被害が及ぶことが容易に想像される場合には、当該行為が与える影響を予見するべきであるという規範的な要請が強く働き、予見可能性が広く認定されることがある。その場合には、行為とは直接つながっているわけではないと思われる結果に対しても、因果関係が認定される可能性が高くなる。

しかし2022年賠償判決は、予見可能性を含めて法的因果関係の基準を用いていない²³⁰⁾。「十分に直接的でかつ確実な因果関係」という定式による場合であっても、義務違反の重大性によって必要とされる因果関係が変化しうるのかは定かでない。

(4) 複数の原因に帰せられる損害

2022年賠償判決では、損害が「いくつかの同時並行する原因に帰属させることができる」場合に因果関係の認定が困難であることを確認し(94段落)、

227) EECC, *Decision 7: Guidance Regarding Jus ad Bellum Liability*, *supra* note 80, p. 15, para. 13.

228) EECC, *Final Award, Ethiopia's Damages Claims*, *supra* note 40, pp. 722–723, para. 290.

229) *Ibid.*, para. 297.

230) デマリアは、法的因果関係を用いた他の裁判所の判例などからインスピレーションを得なかったことが驚きだと評価した。Demaria, *supra* note 152, p. 324.

また「イトゥリ地区での紛争から生じているすべての損害に対して、それがウガンダの占領国としての義務の不履行によって生じたものではないことを証明しない限り、第三者の行為によって生じたものであっても、ウガンダが賠償を行う義務がある」とした(95段落)。

とりわけ複数の主体がそれぞれ行った違法行為によって1つの損害が発生した場合には、各主体がどのように賠償責任を分担するべきであるのかが問われる。基本的には、他の原因が無視されるか、あるいは他の原因が考慮されて賠償額が減額されるか、という2つのアプローチがありうる²³¹⁾。

国家責任条文の起草にあたり、特別報告者を務めたアランジオ・ルイス(G. Arangio-Ruiz)は「問題となる損害が部分的に当該国際違法行為以外の原因によるものである場合、……金銭賠償はそれに応じて減額される」という規則を提案したが²³²⁾、1996年の国家責任条文草案では採用されなかった²³³⁾。2001年に作成されたILC国家責任条文のコメンタリーも、複数の原因によって生じている場合に賠償額を減額するような国家実行や国際裁判の判決はないとしており²³⁴⁾、減額アプローチを否定しているようである。

ICJも同様の見解にあることが判例からうかがえる。コルフ海峡事件では、第三国による機雷の敷設行為と、アルバニアが警告を怠った不作為という、異なる2つの違法行為が存在した²³⁵⁾。だがICJは英国が請求するアルバニアの国家責任と賠償義務を認め²³⁶⁾、賠償額の査定においても複数行為の存在を特に考慮しなかった²³⁷⁾。在テヘラン米国大使館事件では、過激派学生に

231) Demaria, *supra* note 152, pp. 319–320.

232) UN Doc. A/CN.4/425 (9 June 1989), *supra* note 212, p. 56.

233) ILC, *Draft Articles on State Responsibility with Commentaries* (1997), p. 290, para. 13 (Article 44).

234) ILC, *Yearbook of the International Law Commission, 2001*, *supra* note 59, p. 93, para. 12 (Article 31).

235) *Affaire du Détroit de Corfou (Arrêt du 9 avril 1949)*, C.I.J. Recueil 1949, *supra* note 23, pp. 15–23.

236) *Ibid.*, p. 23.

237) *Affaire du Détroit de Corfou (Arrêt du 15 décembre 1949)*, C.I.J. Recueil 1949, *supra* note 62, pp. 248–250.

よる大使館への攻撃、侵入、および人質を取る行為と²³⁸⁾、イランが大使館およびその職員を保護するために適当な措置を講じることを怠った不作為²³⁹⁾が認められた。ICJは前者がイランに帰属しないことを確認したが²⁴⁰⁾、イラクの賠償義務を軽減していない²⁴¹⁾。

このように判例上は、複数行為を原因とする損害であり、責任を負う国がそのうちの一部を行っている場合であっても、減額アプローチを採用していないように思われる²⁴²⁾。他方で、上記のいずれの判例もこのことを明言はしておらず、ICJの立場を明確に示した2022年賠償判決には意義がある。

(5) 小 括

2022年賠償判決は、先例に倣い「十分に直接的でかつ確実な」因果関係を必要としたものの、イトゥリで生じた損害がウガンダの占領国としての注意義務違反によって生じたか否かの証明責任を転換したために、イトゥリで生じたあらゆる損害について因果関係を認定した。本件は法的因果関係を明示的には導入しておらず、ウガンダが責任を負う範囲は特に限定されていない。また、国際法上、複数の原因行為が存在しても賠償額は軽減されないため、ウガンダは自国の行為によって生じた損害であるか他の主体によって引き起こされた損害であるかを問わず、イトゥリ地区で発生したすべての損害に対して完全な賠償義務を負うことになる。

一見すると被告に課せられる賠償義務の範囲が過度であるようにも思われるが、金銭賠償の段階においては、証明度の引き下げに伴う賠償額の減額や包括合算方式の導入など、既に見た様々な「衡平の考慮」から賠償額を抑え

238) *United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran (United States of America v. Iran)*, Judgment, I.C.J. Reports 1980, p. 30, para. 58.

239) *Ibid.*, p. 31, para. 61.

240) *Ibid.*, p. 30, para. 58.

241) *Ibid.*, pp. 45-46, para. 95.

242) もっとも、共同責任を負う主体の一角が完全な賠償を行った場合には、当該主体が他の主体に対して求償権 (a right of recourse) を有することになる。André Nollkaemper *et al.*, “Guiding Principles on Shared Responsibility in International Law,” *European Journal of International Law*, Vol. 31, No. 1 (2020), pp. 19, 62-64.

ている。よって、結論としてウガンダに命じられた金銭賠償額は妥当な範囲を超えないものとなっている。

おわりに

2022年賠償判決は、ICJが賠償額を査定する4件目の事例であり、また武力行使禁止原則違反についての賠償額の裁定を行った初の事例である。常設の司法機関が武力紛争後の賠償の問題を処理しうることを示したことは大きなインパクトを与えたものと評価できるだろう。他方でICJに付託するには管轄権の問題もあるため、今後もICJが同様の事件を付託されるとは断じがたい。たとえば、本評釈を執筆している2024年1月現在も、ロシアによるウクライナ侵攻が続いている。ロシアによる武力行使禁止原則違反に伴う賠償問題がICJに付託される見込みは現状あまりないだろう。

それでも、ICJが法の適用によって武力紛争後の賠償問題が解決されることを提示したことは重要である。まず本件賠償判決は、武力行使禁止原則の違反にも完全な賠償義務が適用されることを明示している。完全な賠償義務は強行規範ではないが、完全な賠償を否定する条件での講和条約などは「強制によって得られた条約」として無効化される可能性がある²⁴³⁾。仮にそう

243) 強制によって結ばれた講和条約の有効性に関する先行研究として、鷺見一夫の論文が挙げられるが、鷺見は条約法条約の75条があるため侵略国に対して国連憲章に従って執られる措置の結果である条約の有効性は影響を受けないことを指摘するにとどまる(鷺見一夫「『国家』に対する強制によって締結された条約について一条約法に関するウィーン条約第52条の考察」『横浜国立大学論叢 人文科学系列』24巻2-3号(1973年)472-473頁)。だが、国連安保理の常任理事国であるロシアが武力行使を行っている現在の状況に鑑みると、安保理による決定は見込めない。

国連の介入なく侵略国に有利な条件で結ばれた条約の有効性は依然として不明であるが、講和条約が一律に無効であるわけではなく、条約の内容がバランスを欠くものでなければ有効となる可能性もある(Olivier Corten, "Article 52" in O. Corten and Klein (eds.) *The Vienna Conventions on the Law on the Law of Treaties* (Oxford University Press, 2011), p. 1219; 若狭彰宏「Jus Post Bellumと出口戦略」『国際安全保障』51巻1号(2023年)65頁)。そして、バランスを欠くか否かの法的な判断のために、2022年賠償判決で示された「完全な賠償原則」の内容が参考になるかもしれない。この点についての詳細な議論は別稿に譲ることにする。

であれば、たとえば現行のロシアによるウクライナ侵攻について、武力行使禁止原則違反によって生じた損害に対する完全な賠償を否定する戦後処理を行うことは、国際法上もはや許容されないだろう。

他方で、武力行使禁止原則に完全な賠償原則を適用することで生じる問題に対する疑問も提起できる。本件賠償判決では、国際人道法違反を伴わずとも武力行使禁止原則違反との因果関係が認められる損害は賠償対象になりうると判示しており、第二章では武力行使禁止原則 (*jus ad bellum*) と国際人道法 (*jus in bello*) の「同時適用原則」を示唆するものと評したが、この原則が実務においてどこまで貫徹されうるのかは明らかでない。特に、武力行使禁止原則違反の被害国兵士が受けた損害も賠償範囲に含まれるのか、壊滅的な金銭賠償に対処する国際法規則は存在するか、などに対しては本件賠償判決でも明確な回答が得られなかった。これらの諸問題については、今後の実行に注視する必要がある。

また本件では、「完全な賠償」の内容として金銭賠償額の算定に用いられた国際法上の原則および規則が明示された。その一方で、具体的な損害の評価部分で「包括合算方式」というブラックボックスに隠されてしまい、その内容が明確にされなかったものも多い。賠償段階で求められる因果関係の基準はいかなる場合にどのように変わりうるのか。「衡平の考慮」によってどのような処理が正当化されるのか。証明責任が転換されるのはいかなる場合か。また、武力紛争後の賠償事案であること、占領地に生じた損害に対する賠償事案であることは、どのような法的影響を与えうるのか。以上の点は、今後一層の明確化が求められよう。無論、「包括合算方式」それ自体についても、さらなる検討が必要である。

付記：

- ・オンライン文献の閲覧はいずれも2024年1月31日である。
- ・本研究はJST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業JPMJFS2145の支援を受けたものである。